

第百六十六回国会
衆議院
安全保障委員会
議 録 第 三 号

平成十九年三月二十三日(金曜日)
午後三時十四分開議

出席委員

委員長	木村 太郎君
理事	赤城 徳彦君
理事	北村 誠吾君
理事	中谷 元君
理事	笹木 竜三君
理事	石破 茂君
理事	大前 繁雄君
理事	高木 毅君
理事	松本 洋平君
理事	山内 康一君
理事	神風 英男君
理事	長島 昭久君
理事	赤松 正雄君
理事	日森 文尋君
理事	西村 真悟君
理事	今津 寛君
理事	寺田 稔君
理事	内山 晃君
理事	遠藤 乙彦君
理事	大塚 拓君
理事	瓦 力君
理事	西銘恒三郎君
理事	御法川信英君
理事	山崎 拓君
理事	津村 啓吉君
理事	前田 雄吉君
理事	赤嶺 政賢君
理事	下地 幹郎君

(政府参考人
防衛省防衛政策局長)

大古 和雄君

(政府参考人
防衛省運用企画局長)

山崎信之郎君

(政府参考人
防衛省人事教育局長)

増田 好平君

(政府参考人
防衛施設庁長官)

北原 巖男君

(政府参考人
安全保障委員会専門員)

三田村秀人君

委員の異動

三月八日

辞任

辻元 清美君

菅野 哲雄君

同月十二日

辞任

菅野 哲雄君

同月二十三日

辞任

仲村 正治君

同日

辞任

西銘恒三郎君

同日

辞任

補欠選任

菅野 哲雄君

補欠選任

辻元 清美君

補欠選任

西銘恒三郎君

補欠選任

仲村 正治君

補欠選任

松本 洋平君

補欠選任

日森 文尋君

補欠選任

辻元 清美君

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

政府参考人出頭要求に関する件

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案(内閣提出第二七号)

国の安全保障に関する件

○木村委員長 これより会議を開きます。

理事の辞任の件についてお諮りいたします。

理事仲村正治君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任に伴うその補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、理事に北村誠吾君を指名いたします。

○木村委員長 次に、ただいま付託になりました内閣提出、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。久間防衛大臣。

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置

法案
〔本号末尾に掲載〕

○久間防衛大臣 ただいま議題となりました駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることにかんがみ、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ、あわせて駐留軍等の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための国際協力銀行の業務の特別及びこれに対する政府による財政上の措置の特別等を定める必要があります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要な駐留軍等の再編が行われる防衛施設の周辺地域の市町村に対し、住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業に係る経費に充てるため、駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況に応じ、再編交付金を交付することができるものとします。

第二に、駐留軍等の再編による影響が著しい再編関連特定周辺市町村を含む区域について、再編関連振興特別地域として指定され、当該地域の振

興を図るため再編関連振興特別地域整備計画が決定された場合には、当該計画に基づく事業について、その要する経費に係る国の負担・補助割合の特例等を設けます。

第三に、駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において実施される事業で駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要なものに係る資金の貸し付け等を国際協力銀行に行わせることに、これに対する政府による財政上の措置を講ずることができるよう、国際協力銀行法の特例を設けます。

最後に、駐留軍等の再編に当たり、国は、駐留軍等労働者の雇用の継続に資するよう技能教育訓練その他の適切な措置を講じます。

そのほか、関係法律の規定の整備を行うものがあります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○木村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○木村委員長 次に、国の安全保障に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として内閣府国際平和協力本部事務局長小澤俊朗君、外務省大臣官房審議官新保雅俊君、外務省中東・アフリカ局長奥田紀宏君、防衛省防衛参事官富田耕吉君、防衛省大臣官房長西川徹矢君、防衛省防衛政策局長大古和雄君、防衛省運用企画局長山崎信之郎君、防衛省人事教育局長増田好平君及び防衛施設庁長官北原巖男君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○木村委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。津村啓介君。

○津村委員 民主党・無所属クラブの津村啓介でございます。

まず最初に、本日閣議決定されました弾道ミサイル等に対する破壊措置に関する緊急対処要領につきまして、御質問を差し上げたいと思います。

これは、今月の二十九日、航空自衛隊の中部航空方面隊第一高射群人間基地にPAC3が初めて配備されることに伴いまして、その運用についてのルールを定めたものということだと思っております。この緊急対処要領におきまして、防衛大臣の命令がまず期限つきとなっているかと思えます。

この事案の性質上といえますか、大変緊急性を要するものでもありますので、この期限つきとしていることの理由ということをしつぱしくお聞きしたいのですが、大臣、お願いいたします。

○久間国務大臣 これは多分、法律上も書いてありますから、法律をつくるにも議論があったらんだと思いますが、やはり部隊には確かに常設をせずと置いてあるわけでございますけれども、二十四時間ずつとそれを動かしておきま

すと、その態様、そういう問題からも問題があるし、やはり、これはもういとまがなく緊急の場合に出す命令でございますから、そういう意味では、期限を付してやるの方が合理性があるというふうに判断されて、立法過程においてそういうような法律になったんだと思っております。

○津村委員 逆に言いますと、これは、常時権限を委任しておく、シビリアンコントロール上何か懸念があるということですか。それとも、それは別の理由ですか。

○久間国務大臣 私は、必ずしもシビリアンコントロール上の問題じゃないと思います。といいますのは、シビリアンコントロールとい

うのは、どういう場合に発射できるか、それを制度的にきちんと定めておくわけでありまして、期限が長いからといって、無期限であるからといって、シビリアンコントロールがきかないというようなことでは、これはいけないわけでありまして、そういう場合であっても、シビリアンコントロールというものは、どういうときにどういうふうにするかという基準をきちんと明確にして、それに基づいて部隊が行動するという、それが大事であります。これは、そういうことよりもむしろ合理的なほかの理由で、先ほど言いましたように、常時ずつと稼働しながら動かしておくというのがいいのかどうか、そういうことから、期限を定めてやる方が合理的だ、そういう判断で立法されたんだと思っております。

○津村委員 私は、もしシビリアンコントロールのことを御配慮になっていることであれば、それはそれで慎重に議論すべきとは思いますが、それと、それは切り離して、ずつと二十四時間その状態にしておくのがいいのかどうかというお話であれば、これはもう少し技術的といえますか実務的にお話を詰めて伺いたいというふうに思います。

過去、北朝鮮からミサイルが発射されたこととされる事案が、これは私が承知する限りですが、九三年、九八年、〇六年と、その都度何発か撃たれていたりもしますけれども、おおむね三度に分けてそういうケースがあったわけですね。過去のケースですので検証が比較的しやすいのかなというふうに思っていますけれども、この過去の事案のケースに、もし、この緊急対処要領、今のMDシステムが日本に備わっていたとして、あのケースというのは、防衛大臣は命令を出すような条件が満たされてきたケースですか。

○久間国務大臣 この命令を下令するかどうかは、そのとき的情勢、部隊における態勢等を総合的に勘案して判断する必要があります。過去の弾道ミサイル、三回ほどあっているわけですが、これも、この事案について今私が確たることを申し上げる

ことはできないわけでありまして、私は、あの事例について言うならば、今みたいなPAC3があったとしても、少なくとも今度のPAC3で対応できるようなことではなかったんじゃないかと、過去の場合は。

やはり偵察衛星で、早期管制システムで発見して、それから常時情報が送られてきて、そしてそれを受けた形でそれを迎撃するという形になるわけでありまして、あの時点のものは、今ここで確たることを申し上げることはできません。その当時、私はこういう立場にもございせんから。

しかし、総じて言えば、そのときの総合判断でしようけれども、そういう判断だったかどうかとなると、私は多分、私が防衛大臣だったとしたら下しなかつたらうと思っております。

○津村委員 それは大変不思議でして、その三回とも詳しい状況は私も必ずしも承知していませんけれども、例えば昨年のケースですと、七月の独立記念日のときですかね、発射されたわけですが、その約二カ月前からミサイル発射の準備を北朝鮮が始めているやに当時言われていたわけで、そのときに、確かに結果としてはこっちの方に飛んできたわけではありせんけれども、もしあのとき、人間基地から、例えば、練馬なのか市谷なのかわかりませんが、そういう下令をするべき、ああいうときこそしなければ、いつするのかなど。

逆に言うと、物理的に人間基地からどこかに展開するにしてもある程度時間がかかるわけですから、結果的にはあのときは日本海に飛んだかもしれないが、それがどこに飛ばされるかわからなかったわけで、どうしてあのときが命令するケースに当たらないのかというのがよくわからないんですけれども。

○久間国務大臣 そのときの状況が、私もその場にいませんのでわかりませんが、結果から見ても、まず、それほどの、我が国に対する武力攻撃事態じゃないわけですから、内閣総理

大臣の承認を得て事前にやるという、そういう事例でもございませぬし、また、上から落下物が落ちてくるという形で、いきなり落下するおそれがある、そのいともがけないという形で、こういう対処要領でやるという状況でもない、そして、ミサイルの発射実験をやるという情報だけは伝わっておるといふような、そういう状況でございまして、そういうことを考えますときに、あれを撃ち落とせという命令を果たして出したかどうかとなりまして、私はそういう状況でなかったたけではないかと今推測をするわけでありまして、その場に居合わせませんので、私自身、緊迫感というのが欠けているのかもしれない。

しかし、結果として振り返りましたときに、例えば、ロシアの海域に向けて発射して、ロシアの方には電波での連絡等があったやに伺つてもおりますし、そうなりますと、我が国としてあれを、成層圏に行つて、動き出した途端に撃ち落とせという命令を果たして下すような状況だったかどうかといひますと、私は違ふんじやないかなといふ、そつちの判断の方が当たっているんじやないかなという蓋然性が強いような気がしますが、それは私自身が間違っているのかもしれない。そのときは、私は防衛庁長官の立場でございせんから、今ここで、それについてどうだったかといふことを私は判断する立場にはございせん。

○津村委員 過去の出来事ですので、その当時、その立場になかったのはもちろん承知しておりますが、当時の記録といひますか、どの時点でどういう情報が当時の長官に上がっていたかといふことは事後的にはもちろんチェック可能だと思ふんですが、そういうシミュレーションといひますか、前回のあのケースはどうだったという事後的な検証は大臣はなさっていないといふことですか。

○久間国務大臣 今、いろいろな情報が、過去ですから、わかつていますけれども、また、どういうルートで、どういうふうになつたのかといふことになる、いろいろ問題がございしますからそ

れは言ひませぬけれども、とにかく今言へますことは、あのときにミサイルを撃ち落とせといふ、そういう判断をする状況ではなかったたけではないかといふような感じがしてゐるということ、申し上げるわけでありまして、それ以上のことは申し上げるわけでもありません。

○津村委員 ネガティブなお答えではありましたが、けれども、はっきりとお答えいただいたので、次の質問に行きたいと思ひます。

今後の配備計画につきまして、四年間で十基地ですか、幾つかの部隊に配備計画が既にある、四年後には配備が完了するといふ言い方をされてゐます。射程距離といひますか、正確には防護範囲といふんですかね、かなり限られてゐますので、それは日本全国といふわけには、なかなか物理的にも予算的にもいかなひのはわかるんですけれども、これは四年間で十五ですか十六ですか、部隊の配備が完了した時点でこれはもう十分といふことなのか、それとも、これはあくまでも第一段階であつて、その後もさらにPAC3の配備を続けていくお考えなのか。現時点での見通しを聞かせてください。

○久間国務大臣 現在のところは、二十三年度までに四高射群に全部で十六の配備をするといふ、そこまでの計画でありまして、それから先の計画は持つておりません。

○津村委員 その対象なんですから、首都圏、それから中部、京阪神、北九州といふのがたしかあつたと思ひますけれども、これは私もちよつと専門知識がなくてわからないんですが、情報収集のためのリーダーを守る必要はないんですか。

○久間国務大臣 レーダーを守るためには、またほかのいろいろなシステムでもやつておるわけでありまして、私どもが今SM3並びにPAC3で配備をしようとしてゐるのは、いわゆる弾道ミサイル、ノドンならノドンを念頭に置いて考へてゐるわけでありまして、そういう意味では、それらの攻撃に対しては、どこをねらつてきたとして

も、今言ひます十六基とそれからイージス艦に積んでおりますSM3、これで対処できるという、そういうような考え方であります。

○津村委員 ただ、十六基、どちらかといふと首都圏よりも西の方だと思ふんですが、リーダーがたしかこの夏、米軍との関係で新しく配備されるのが三沢基地ですか、あるいは佐渡島にも新しいリーダーが配備されるということですか、けれども、こういったところがまず最初に攻撃を受けたら、その後もうPAC3が全部使ひ物にならなくなるんじやないですか。ミサイルに關しての情報を最初にとらえるところを最初に破壊されてしまつたら、後のPAC3が無効化するんじやないですか、そういう質問です。

○久間国務大臣 確かに、我が国のそういう防衛用の監視用のシステムといひますか、通信システム等については二十三年度までに整備するといふことになつておりますから、現在の段階でいひますと、米軍の三沢基地にありますが、車力駐屯地にありますがXバンドリーダーその他、それは非常に有効でございしますが、やはり全部が完備いたしますと、我が国の独自のそういうシステムで我が国としては対処できる、そういうような考え方をとつておるわけでありまして。

○津村委員 わかりました。

入間基地に二十九日から配備をされるということですが、先ほど北朝鮮の話をしていただいたのもその関係なんですから、実際のところ、入間基地からの半径十五キロとも二十キロとも言われてゐますが、半径二十キロということであれば、例えばこの国会議事堂や皇居はそこに入らないわけですか。

それはもちろん、防衛大臣の撃ち落とせといふ命令が発せられてから、一定の時間の間に展開をするといふことなんだと思ひますが、やはりそこは物理的に時間がかかるわけで、一般に言われてゐるように、ミサイルそのものが発射されてから十分間しか時間がない。ただ、その事前の準備

段階で、ある程度もちろん時間がかつてゐるわけだから、その間に展開するといふことなんだと思ふんです。

そこは、先ほど、北朝鮮のときには二カ月前からそういう意味では準備の兆候があつたのに、それは適當でないといふことで発令されなかつたようなケースだったとさつきおっしゃつたわけで、冒頭おっしゃられたように、常時は権限は委任しないし、そしてこの間の北朝鮮のようなケースでも、これは下しなひ、命令を発するケースじやなかつたと事後的に検証されてゐる。そして、入間基地から皇居まで、あるいはこの国会議事堂、どこを中心にするかといふこともまたお考えがあるんだと思ひますが、これは実務的にちゃんと回ることかといふことが大変心配なわけなんです。

実際にその場になつてみないといふいろいろなことがわからなひといふこともあると思ふんですが、PAC3一基、今、二十九日から入間基地に配備をしたとして、それを展開する、展開し得る範囲といふのは、一体どのあたりまで守れるのか。また、これは入つてくる情報にもよるんじやないけれども、首都を守る際の展開先としてはどういふ場所を想定されてゐるんじやないか。

○久間国務大臣 正直申し上げて、十九年度末だったのを十八年度末に前倒しして配備したわけでありまして、それは、一年でも早い方がいい、一刻でも早い方がいいといふことでやつたわけだと思ひますけれども、どの地域で展開して、どういふふうな運用にするかについては現在検討を行つてゐるところでございまして、これから先、具体的な展開先など、運用の詳細について詰めていこうと思つておりますが、今、この場でどういふふうな検討をしてゐるかについてお答えするのは差し控へさせていただきますと思ひます。

とにかく、入間に配備して緊急対処要領をつくつた、運用については今いろいろと検討を行つてゐる状況だ、そういうふうな正直に理解していただければ、その段階だといふことでございまして、これから次々と各年度ごとに入つてまいり

ますので、それをどういうふう運用するか。その辺、地域がダブるのかダブらないのか、そういう点も踏まえながら、これから先、検討を行ってまいります。

○津村委員 一部の報道では、例えば市谷とか練馬の駐屯地を想定しているという報道もあります。そのあたりになれば、確かに、どこをもつて首都圏というのかわかりませんけれども、都心中心部がおおむねカバーできるといふことなのかもしれないけれども、報道等によれば、民有地の交渉なりということは多少時間がかかることなので、当面想定しているのはそういった展開先だということが報道されていますが、将来の全体像をお聞きしているわけではありません。

二十九日から配備される入間基地のPAC3について、極端な話をすれば、四月、五月、六月の直後にも、いつ何が起きるかわからないわけですから、そうした場合、当初の展開先としてどういったところを想定しているのか。こうした報道も踏まえて、現在の状況を教えていただきたいということです。

○久間国務大臣 これはまだ一基入ってきたばかりでございますから、日本としては十分な体制ができていないわけございまして、将来、四高射群、四隊ずつで十六基、これが入って、かなりの部分がカバーできるわけでありまして、今の段階でどこに展開するか、どういう運用をするかということになりまして、不十分な手のうちでそれをやらなきゃならないわけございまして、その辺については、今検討していることについても遠慮させていただきたいと思うわけでありまして。

○津村委員 お答えできることとそうじゃないことがあるのは理解するんですけども、実際に、ただミサイル防衛という、言うなれば画期的な、新しい防衛システムというものが我が国に初めて実際に稼働可能な状況で導入されるわけですから、それが一体どの程度のものなのかということ。機密に触れない範囲で、しかし、明らかに計算可能な範囲ではお聞きしておきたいという意味

で伺うんです。

一基で最も広い範囲を守れたとして、大体、半径が何キロかということなんですが、最大どのぐらいの人を守ることができるとですか。日本の全体の中で、どのぐらい今回のPAC3一つで守ることができるとでしょうか。

○久間国務大臣 対外的には数十キロと言っております。

○津村委員 これは事前に、きのう通告をさせていただいているので計算していただいていると思うているんですが、半径数十キロであればどのぐらいの人が守れるんでしょうか。

○久間国務大臣 それは、守るところにだけの人、向こうが撃つた場合にどう兵器を積んでいるか、これによって守れる人数というのは違うわけでありまして、だから、そういう点では、どれぐらいの人数を守れるかというのは、なかなか数字として申し上げるのはできないんじゃないでしょうか。

○津村委員 私がきのう少し詳しくレクで申し上げたつもりなんですけれども、今後、PAC3をSM3とのバランスの中で何基ほど、平成二十三年以降配備するのが最終ゴールなのか、どういったところを目指していくのかということを議論する上でも、例えば、首都全体をカバーするためにどのぐらいの基数がいいのかとか、あるいは実際に緊急で配備をする場合、展開する場合には交通規制等もしなければいけないでしょうけれども、そういうときのルールはどういうふうにしていくのかとか、そういう実務的なことをしっかりと詰めておかなければ、シンボルとしては意味があるかもしれないけれども、なかなか実務的に詰めた議論が国会の場でしていけないのかなというふうにも思うものですから、あえて計算してみようという質問をしているわけですね。

その場合に、私がお聞きしたのは、展開可能な防護範囲内に住んでいる人口がどのぐらいなのかということをお聞きしているものであって、そのミ

サイルがどういう性質のミサイルだったということまでの想定はお聞きしていません。つまり、人口でどのぐらいカバーできているのかということをお聞きしているんです。それは恐らく、どこに配備するかというときに必ず、頭で、判断材料になっているはずだと思いますし、そうでなければおかしいと思うので伺っております。

○久間国務大臣 その防護するところは、同じ首都圏といつても、東京都とか、またその近くの神奈川県とか千葉県とか埼玉県とか、そういうところでも密集の度合いというのは違うわけでありまして、だから、その辺で何人と言われても答えは出せないんじゃないかという感じがするわけですね。

そして、先ほど先生は二十三年以降、まででどうかと言われましたけれども、我々の計画としては、最初の二十三年度までに、十六基で、大体SM3とPAC3と二つ合わせれば全部がカバーできるといふことでやっておるわけでありまして、それを二十二年度までに完備させるから、二十三年以降はそれでほとんどどこがカバーできるという計算でこの数字をはじき出したわけでありまして。だから、それまでの間は随時やっていきますので、それによってやはり違ってくるわけですね。

そのときに、おれのところは後回しかというふうにおしかりを受けることもあるかもしれませんけれども、それはやはりやむを得ない点があるわけ、人口が多いところという限定、そこからやっていくということも申し上げるわけにはまいりません。だから、そういう点で、どれぐらいの人口かと言われましても、ちよっとお答えしかねるということでもあります。

○津村委員 それは、私は、シベリアンコントロールというの、文官統制ではなくて議会の、国会の議論でどういう民主的コントロールをしていくかということだという議論がありますけれども、やはり、当然想定し得る、しかもそれほど計算の複雑でないことについてきちんとここで話し

ていただくことが非常に大事なことだと思うんですね。

五年間で十六基を配備するのが目標だということとはもう所与のものとしておっしゃるわけですが、けれども、それが果たして十分かどうかということも含めて議論していかなければなりませんし、五年たつた後にさらにまた検証していかなければいけない、常に議論していかなければいけないと思うわけです。

今、その出発といいますが、最初のスタートに当たって、一基当たりどの程度の面積ないし人口をカバーしているのか。それが十六基だつたら、実際の日本のどの範囲までがカバーし得るのか。それは、逆に言うと、発射されるタイミングにさかのぼって、何日ぐらい前からこれは命令をでき得るのかとか、いろいろな要素が絡んでくると思うわけですが、実際のPAC3という防衛システムの能力というものをきちんと我々は知らなければ、十六基で十分かどうかということも判断ができない。もしかしらなると必要なのかもしれないし、もしかしらそんなに要らないのかもしれないし、やはりそこは国会で議論していかなければいけないわけですから、一基当たりどれだけ守れるか教えていただかないと、いや、それは言えませんが、いかに、何基配備したらいいか判断ができないんじゃないですか。

○久間国務大臣 入間に続いて次をどこに入れるかも実はまだ決まっていないわけですね。そういうときに、一基で数十キロということの外向けに言っておりますけれども、今度は入間に入りますけれども、どれだけの人口をそれでカバーできるかというのは、先ほど言いましたように、なかなか言いにくいんですね。

だから、そのところはひとつ、十六基そろってしまつと日本全体を一応カバーできますよというふうの外向けに言っているわけですが、それでも、それまでの間に、では、次は西の方に置くのか、中部に置くのか、近畿に置くのか、いろいろなことをこれからやっていくわけでありまして、先

生の言われるように、人口のたくさんあるところからカバールというふうなことになるのか、あるいはもつとほかの観点からそこに配備することになるのか、それはいろいろな決め方があるわけでありまして、その辺は、余り人口にとらわれずとも、何か人口の多いところから優先的に置いていくんだというふうなことになるか、ない議論になっていきますので、そういう点も踏まえてひとつ御理解賜りたいと思うわけでありま

○津村委員 またお聞きしようと思います。

時間が余りありませんので、少し飛ばして、もう一つ御質問を差し上げます。

イラク特措法の延長期間二年という話が与党の方で合意されたという話も伝わっておりますけれども、先般、米軍の方とお話もあつたということです。イラクの話に大分飛びまして、ごめんなさい。

イラク特措法の延長期間を二年とすることに、その二年というものの根拠、なぜ二年なのかということが一つと、それからまた、秋に期間が参りますテロ特措法の延長について現時点でどういふふうに大臣がお考えになつていらっしゃるか、お聞かせください。

○久間国務大臣 御承知のとおり、テロ特措法につきましては、これはテロとの闘いでありましたから短期間ということもあつたんでしょうけれども、期間は二年でありました。それに対して、イラクの復興のために日本の自衛隊が出ていくということについては、復興は時間がかかるだろうということでも法律上も四年になりました。

そして、テロ特措法は、二年のものを延長するときに一年になつたわけでありまして。イラク特措法についても、一年という話も一部ではございましたけれども、私は、さつき言つたような趣旨からいって、イラクの復興という観点からいいますと一年は短いんじゃないかな、そういうことを個人としては今でも思つております。しかしながら、これは政府として、内閣官房で法案をまとめ

られて、我々も含めてそれに賛同して出すことをございますから、最終的にどういう案に落ちつかかというのには私の一存で決めるわけではございません。

ただ、私の立場からいいますと、法律をつくりましたとき、そのときは党におりまして、私は関与しておりましたからよく知つておりますが、イラク特措法については四年が必要なんじゃないかということであつた経緯がございますので、私の思いとしては、テロ特措法が一年だからこれも一年でというのは、ちよつと法律の目的、趣旨が違ふから、それは別でいいんじゃないかなという思いを個人としては持つております。

○津村委員 済みません、二つを一緒にすればいいという意味で言つたわけではないんです。それぞれ、なぜイラクは二年なのかということと、ことしの秋に、テロ特措法の延長について今の時点でお考えになつていらっしゃるかということをお聞きしました。

○久間国務大臣 これまた、そのときの状況ですから、テロ特措法についてはまだ期限も来ておりませんので、そのときに内閣官房としてどう判断されるか、これもやはりぎりぎりまで、判断を決めるまでには時間がかかるんじゃないかと思つております。

イラクの特措法につきましては、先ほど言つたように、法律の趣旨からいって、四年ということをやつたこともございまして、せめてその半分ぐらいの延長をしてもらいたいな、そういう思いがいたしております。

○津村委員 どうやら時間が来ております。本当は、下村副長官として大野副大臣に、今回ミサイル防衛が配備されますが、それを国民にどういふふう周知するのか。本日に短期間、短時間での対応が必要となるケースと思われましますので、以前から国会でお二人の方が、防災行政無線をどういふふう活用するのかとか、あるいは消防庁等を通じて、国民保護計画、今市町村で、昨年の秋の時点では〇・三%しかまだ計画ができて

いないということもあつたようです。

先ほど久間大臣が言われたように、当初の予定を一年前倒して今回ミサイル防衛が配備をされたということ、それは賢明なお取り組みだと思つていけれども、ほかの省庁なり市町村の対応がついていっていないこと、これはもう実際には十分機能しないということではないけれども、防衛省の取り組みにその他の省庁もあるいは市町村もしっかりとついていかなければいけないというふう思つております。

きょうはもう御質問しませんが、国民保護計画の今後の整備のあり方とか、あるいは防災行政無線が、まだ七〇%ですけれども、これがきちんと整備されていくのかということをこれから国会の場でチェックさせていただきたいということだけ申し上げて、本日に申しわけありません、お呼び立てして御質問できませんでしたけれども、終わります。

○木村委員長 次に、内山晃君。

○内山委員 民主党の内山晃でございます。

情報公開に定めるところによりまして、だれでも、外務大臣及び防衛大臣に対し、それぞれの省の保有する行政文書の開示が請求できることになつております。その中で、情報公開法に定める不開示情報に該当する情報を除き開示されることとなつております。私は、現在、テロ対策特別措置法とイラク復興特措法に基づき、インド洋派遣海上支援活動及びイラク復興支援活動の中で、航空自衛隊のC130輸送機が継続して輸送活動任務についていること、海上自衛隊の補給艦が活動していることについて質問したいと思つております。あえて申し上げることでありませんけれども、情報公開を踏まえた御答弁をいただきたい、こう思つております。よろしくお願ひします。それでは、アフガン情勢についてお尋ねをしたと思ひます。

アフガン情勢は、NATO軍が主体となりまして形をとつていようでありますけれども、現在、どの国がどれだけの兵力を派遣されておら

れるのか、またどのような状況下にいるのか、情報をお持ちであれば詳細にお尋ねをしたいと思ひます。

○山崎政府参考人 二〇〇六年一月現在でございますが、二十七カ国、約十六万一千人でございまして、そのうち米国が十四万五千人でございまして、それから英国は七千人でございまして、以上でございます。

○内山委員 NATO軍の主力部隊というのは、どの国でございましょうか。どういふふう展開していつていけるか教えてください。

○山崎政府参考人 御承知のように、ドイツ、フランスはイラクの方に兵を派遣していません。したがしまして、主として、大国として、NATOとして派遣をしておりますのは、英国それから米国でございまして、そのほか、デンマークが五百四十等でございます。あとは、新興国たるポーランドが約九百人、あるいはその他、リトアニアが百二十人、スロバキアが約百十というところでございまして。

○奥田政府参考人 アフガニスタンについてのNATO軍の御質問かと思ひまして出てまいりましたけれども、アフガニスタンにおきましては、NATO軍、NATOが指揮するいわゆるISAFというところから三十七カ国から約三万五千人が参加をしておるということでございまして。

その重立った参加国でございまして、NATO加盟国は二十六カ国すべてというところでございまして、それから、NATOの非加盟国というのがございまして、そこは、オーストラリア、ニュージーランド、スウェーデン、フィンランド、オーストリア、スイス、アルバニア、アゼルバイジャン、クロアチア、マケドニア、アイスランドの計十一カ国が参加をしておるというふう承知しております。

○内山委員 現在、アフガニスタンの南部のカンダハル地区その他の都市ではやはりタリバンの勢力が盛り返してございまして、国民もタリバンに変協力的である、こういう情報もございまして。

現在、アフガニスタンには米国が増派を発表しておりますけれども、他の国では、先般、オーストラリアを除いて、何カ国が増派を予定しているのかお尋ねしたいと思います。

○奥田政府参考人 アフガニスタンにおいて増強、今後増派をしようとしている国でありますけれども、一つはアメリカでございます。アメリカは、先月、大統領の発表をいたしまして、三千二百名の兵士の駐留を四カ月延長させることによって同規模の増強を確保するというふうに表明しております。

それから、英国も、先月、約千四百名の兵士を増派するというふうに言っております。

それから、ポーランドでありますけれども、ポーランドは、昨年の十月に一千名の増派を決定して、今これを実施していると承知しております。

あと、ブルガリア、ハンガリー、クロアチア、デンマークが、それぞれ今後増派をする計画があるというふうに言っております。

○内山委員 この増派の目的というのは一体何なんでしょうか。それをお尋ねしたいと思います。

○麻生国務大臣 基本的には、アフガニスタンの治安の回復、カルザイ政権の統治がきちんとした形でのオーダーという秩序の回復というのが基本的な目的というふうに御理解いただいてよろしいと存じます。

○内山委員 逆に言うと、アフガニスタンが、タリバンが勢力を盛り返しております、それに拮抗しなければならぬ兵力を集めているということになるんでしょうか。もう一度確認したいと思います。

○麻生国務大臣 今、南部のカンダハルの話をされておりましたが、この地域は、基本的には、パキスタンとの国境沿いの東部それから南東部、南部、ここのところは、今に至るもパシュトゥン族等々、お詳しいんだと思いますが、パシュトゥンの地域というのは、今言われましたような感じで、もともとタリバンの強いところではあり

ましたけれども、そういった勢力のいまだ強いところだと理解しております。北部、西部というところと大分状況が違うというふうに理解をしております。

○内山委員 なぜそんなことをお尋ねしたかといいますと、テロ特措法に基づいて、自衛隊の補給艦によります洋上給油をしているわけですね。この洋上給油の効果が本当にあるんだろうか、こういう疑問がやはりありますので、お尋ねをしているわけであります。

洋上給油の実績についてお尋ねをしますけれども、補給している相手の主要任務、こういったものがわかっておるんでしょうか、尋ねたいと思います。

○久間国務大臣 それは、テロとの闘いで各国から行っている部隊のうち、海上阻止行動をやっております、それに対する補給でございますから、それは効果はあつておると思います。

○内山委員 では、艦艇の海上阻止行動というのは、具体的にどのように行つて、どういう実績を把握されておるのでしょうか。

○山崎政府参考人 これは、警戒している艦船が不審船を発見した場合には無線照会等を行いまして、現場海域におきましてどういう物資を積んでいるかということをお問い合わせいたしまして、不審船であるというふうになりました場合には、査査するというようなことを行っております。

○内山委員 そうしますと、今までそういう不審船とか、そういう臨検などという実績があるんでしょうか。ありましたら、具体的な数でお尋ねをしたいと思ひます。

○山崎政府参考人 これは、イラクにおける活動もそうでございますけれども、テロにおきまして海域での活動についても、各国軍、軍事作戦の一種と見ておりまして、我々友好国ないしは同盟国に對しても、実を言うと、なかなか数字を開示していただけない部分がございます。

我々が承知を、把握をしている範囲内では、

ちよつと古うございまして恐縮でございますが、二〇〇五年の無線照会数は、その前年に比べて約六五%減少をしている。これは、具体的には、約四万一千回の前年のケースに比べて、約一万四千回の無線照会の回数になった。その結果、例えば麻薬等でございますが、発表されている限りにおきましては、その年に約二万六千ポンド以上、末端価格五百億円以上の見積もりの麻薬等を没収しているという発表を受けております。

○内山委員 イラク攻撃のためのペルシャ湾に展開中の米国の艦船等に給油をしているという、便宜を図つておるような事実はございますでしょうか。

○山崎政府参考人 そのようなことは一切ございません。

給油をするたびにも確認をしておりますし、各国との間で協定を結んでおまして、テロ対策特措法の要請を受けておましてきちんとした協定を結んでおりますので、その範囲内で給油をしておりますし、各国ともそれは了承をしております。

○内山委員 そうしますと、艦艇の区別というのは、こちらはアフガニスタンです、こちらはイラクですよ、こういう洋上活動をするときに、活動している艦艇の区別を把握して給油をなさつておるということでしょうか。

○山崎政府参考人 これは、補給をいたしますときに大まかに、給油をする統制あるいは調整をしている司令部におきまして調整をいたします。そういうところにおいても、我が方の給油目的それから法的な範囲について説明をして了解をいただいておりますし、また、個別的に各艦船に給油をいたしますときに、その給油を受ける艦船の目標等を確認いたしまして給油をしている次第でございます。

○内山委員 「ましゅう」型補給艦が補給物資を、艦艇用燃料とかヘリ燃料、水等があるわけでありましても、この「ましゅう」型補給艦に積み込む補給材料というのはどここの国から今購入をされているんでしょうか。

○山崎政府参考人 これは、購入先は、アブ達、アラブ首長国連邦の港から購入をしております。

○内山委員 それでは、主に洋上補給活動を行つております区域、場所、緯度、経度、こういったところはどの辺で活動を行っているんでしょうか。

○山崎政府参考人 正確に経度、緯度を定めて給油をしているわけではございませんで、テロ特措法の目的にかなう相手国艦船であれば給油をするというところでございますが、当然、給油をする範囲内についてはインド洋、特に、今申し上げましたように、当方の補給艦が油を補給しております港から出て給油をするわけでございますので、インド洋の西方寄りということが主とした給油の地域でございます。

○内山委員 ペルシャ湾では行っていないんでしょうか。もう一度、お願いします。

○山崎政府参考人 行つておりません。

○内山委員 補給を受けています外国艦艇の食料なんかは、どうやって外国の艦艇は調達しているんでしょうか。やはり、燃料給油は受けたとしても、ずっと港に戻らないということはある得ないと思うんですが、御存じであればちよつと教えていただきたいと思いますけれども。

○山崎政府参考人 お答えする前に、私、ちよつと誤解がありまして、実施要項で給油をする緯度、経度は定まっておりますが、先ほど申し上げたように、給油の主體的な地域においては、インド洋西側でございます。

それから、各国の艦艇がどこから食料等を補給しているかということについては、私どもは、詳しいことは承知をしております。

○内山委員 これは、洋上給油、燃料を給油されても、その乗組員の食料を補給しなければ継続できないだろう、こう思うわけでありまして、やはり、食料を補給するために港に入るのであれば、港で燃料の補給ができないんだったら、こんなふうに考へて質問をしているわけでありましても、その事実をおつかみになつていなければ

ば、それはそれで結構でございます。

それでは、津村委員と同じような質問になるかもしれませんが、イラク特措法の二年延長についてということでお尋ねをしたいと思います。

イラク特措法、自衛隊の派遣の根拠になります。この七月三十一日に期限が切れると思えます。二年の延長を固めて近く改正法案を国会に出す。四月末の安倍総理の訪米までに衆議院をどうやら通過させる予定ではなからうか、こんなふうには言われておりますけれども、二年延長するためには、本来の目的から外れてしまっているのではなからうか、日米同盟のために本来の派遣の目的だと思ふですけれども。

三月二十一日にベース統合参謀本部議長と会談した久間大臣は、国民に説明して理解を得たいと強調、これに対しベース氏は、航空自衛隊のイラクでの空輸支援活動について、必要不可欠であると述べておられます。両氏はイラク復興支援特別措置法の延長が必要であるとの認識で一致したと報道されておりますけれども、なぜ必要不可欠なのか、大臣の考えをお尋ねしたいと思います。

○久間国務大臣 最初、国連からも要請されて、イラクの復興とそれから平和、安全確保支援活動のために法律をつくって出たわけでございますが、やはり現在でもその状況とは全く同じでございます。復興のためには日本としてもできるだけことをしたい。しかし、民間ではなかなか行きにくいけれども、自衛隊ならそういう空輸もできる、そういう中で自衛隊が空輸活動をやっておるわけでございます。

これに対しては、国連もですけれども、多国籍といいますが、各国からも大変感謝されている。そういう中で、私たちとしては、やはりこれは引き続き、まだイラクの状況が復興に向けて、ある

いはまた治安の回復に向けて今一生懸命各国が努力している、国連も努力しているならば、それに對してやはり支援は続けるべきじゃないかというように、そういう観点から必要だと思っております。私も、私どもがそういうことを国民に説明すれば、国民の皆さん方も、今ここで、はい、日本はやめたという形で帰ってくるのとどちらを選択するだろうかと思うと、続けた方がいいんじゃないかと。

そのときに、四年の法律をそのまま四年延長するかという、まあ、二年ぐらいで様子を見たらどうか、そういう判断に傾くんではないかと思っております。続けて、続ける必要があるんじゃないかという考え方と、もし続けるとすれば二年ぐらいの延長が適当じゃないかな、そういう考え方で党内等の調整を進めておるところであります。

○内山委員 日米同盟というだけでは、なかなか理解しがたいんじゃないかなと思うんですね。イギリスも撤退をする、そしてアメリカもいつ撤退するかわからないという状況になっているんじゃないかなと思うんですね。そういった中において、日本だけが二年、こんなふうなことはいんだらうか、こう非常に思うんです。自衛隊のC130輸送機の任務、今ヘリコプターも撃墜をされたりして、非常に厳しい状況になっているかもしれないけれども、きょう、C130の輸送している中身、どんなものを積んでいるかという要求をしていただんですが、資料が中身に届いていないんですけれども、どうでしょうか。

○山崎政府参考人 これは、恐縮でございますが、累次御質問のたびにお答えをしておるわけですが、多国籍軍の貨物あるいは人員の数については、要員の安全、あるいは各国軍ともやはり軍事作戦ということであろうかと思っておりますが、一切公表をしないということ等を踏まえまして、当方も公表を控えていただいております。

ただ、大まかに言えば、各国の人道復興支援活動の物資、あるいは陸上自衛隊の、もう引き揚げましたけれども物資等、あるいは国連の人員、そ

れから人道復興支援活動の物資等でございます。

○内山委員 以前に、前田雄吉議員のところに黒く塗りつぶした資料、防衛省の方からいただいた資料を私もちょっと拝見しましたが、これはやはり不開示情報ということになるんじゃないでしょうか。

○山崎政府参考人 実際問題として、先ほど私が述べましたような理由によりまして不開示にさせていただいております。公表を控えさせていただきますが、先ほど申し上げましたように、物資の重量等につきましては、平成十六年三月以降、総計約四百八十回を空輸しております。物資の輸送量は五百十五・七トンでございます。

それで、陸上自衛隊の派遣部隊が撤収を以て七月十七日以降の総計は百三十五回、三十九・八トンの物資を輸送しております。

○内山委員 いろいろ砂あらしがあつたりして飛べない日もあると思うんですけれども、天候による稼働率というのはどのようになっていますでしょうか。わかる範囲で、一カ月どういう日数があるか。

○山崎政府参考人 恐縮でございます。稼働率という形で今把握をしている資料は持ち合わせておりませんが、まさに天候等によりまして、週おむね一回程度をバグダッド、それから、週おむね一回程度をバグダッド経由エルビルまで、そのほかにつきましては、週二ないし三回程度をアリ・アルサレムというクウェートの基地からタリルというイラクの基地まで空輸をしております。

○内山委員 飛行回数に関しては航空自衛隊のホームページに出ているわけでありまして、三年間で四百八十回、こういう数値でございます。三年で四百八十回、これは三機行っているわけでありまして、一年に直しますと百六十回、それを三機で割りますと一機当たり五十三回、一年で五十三回。一年は五十二週ですから、週に一回の飛行回数ということになりますけれども、何か、鳴り物入りで行った割には非常に飛行回数が少ないんじゃないか、こう思うんですが、いかがですか。

か。

○山崎政府参考人 先ほど申し上げましたように、陸上自衛隊の撤収以前につきましては、当然、陸上自衛隊に対する空輸支援というのが主でございます。勢いややはり、陸上自衛隊の撤収あるいは新規部隊の搬入等につきまして物資を運ぶということ、ならしてみますと、ちよつと回数的には少のうございます。

ただ、それ以降、国連等の支援を始めた以降につきましては、先ほど言いましたように、おおむね月に十七から二十回程度の空輸を実施しております。必ずしも少ないということではないと思っております。

○内山委員 現在、クウェートからバグダッド、エルビルの空港に多国籍軍の物資や部隊を輸送していますけれども、両空港には、ロンドンとかウィーンとかから民間商業便、航空貨物便が飛んでいる現状があります。自己完結型の自衛隊から活動できるという状況では今なくなっているんじゃないかなと思うんです。必要性が少なくなっているんじゃないかなと思うんです。大臣、その辺はいかがでしょう。

○久間国務大臣 クウェートは、これは比較的安定でございますから、民間機も飛んでおります。クルドの地区のエルビルも、これまで比較的イラクの中では安定しているというふう聞いております。

しかし、やはりバグダッド空港というのは、バグダッド空港は一応事故、事件というのは起きていませんけれども、バグダッド市内は非常に状況は悪い。空港については一応確保されている。そういう中でございますけれども、やはりなかなか難しい、そういうような状況の中で自衛隊が空輸していることについて、国連とか各国が非常に感謝していることじゃないかと思っております。

だから、バグダッド空港も民間機でどんどん行けるようになりましたら、もう自衛隊じゃなくても民間機でも行けるということにならうかと思いますが、我が国としては、そういう状況でもな

い。また民間機をやったときには、では我が国としては資金的に援助するのか、自衛隊を引き揚げるために資金的に出すのかとか、そういうことはあるかもしれないけれども、今の状況では、真ん中のバグダッド空港は、やはり必ずしも民間機がほとんど離着陸しているという状況でないの、やはり自衛隊は非常に感謝されているんじゃないかなと思っております。

○内山委員 費用対効果でいえば、航空自衛隊が一年間、隊員、飛行機を持っていて膨大な費用がかかると思うんですけども、こういう費用も含めて、日本の対イラク支援の内容も見直しの方がいいんじゃないか。航空自衛隊の派遣にかかる経費を経済復興に回した方が費用対効果が高いのではないだろうか。対イラク支援は、日米同盟に關して象徴的派遣が目的であれば、見直し方がいいんじゃないか。

今、くしくもバグダッドの空港の安全性についてお話をされておりましたけれども、やはり民間の飛行機がこういう形で航空貨物便まで行くのであれば、その行く費用を、自衛隊が行っている費用、資金的に応援した方がよりイラクのためになるんじゃないかなと思うんですけども、いかがですか。もう一度、大臣。

○久間国務大臣 もうほとんど民間機が離着陸するようになりましては、そういうようなことになろうかと思ひますし、そのときは、国連からも、むしろもっと金銭的に応援してもらった方がいいというようにあるかもしれないけれども、今は、日本の自衛隊として応援してもらいたいという要請が来ているわけでありまして、各国からもそういう要請がございますし、また、イラクの副大統領とのお会いしましたけれども、やはり航空自衛隊が今非常に活躍してくれている、感謝するということを言っておられることは、逆に言えば、そういう費用対効果だけでなく、非常に危険な状況であるから民間機がなかなか行かない、そういうことじゃないかなと思っております。

○内山委員 でも、民間機は商業機が飛んでいるという現状の情報を得ていますので、やはりもう転換する時期に来ているんじゃないかなと思うわけでありまして、外務大臣にちよつとお尋ねをします。

イラク特使法延長、安倍総理の訪米土産にしようと考えているんじゃないかな、こういう報道もありますけれども、イラク復興のために、大変国費が膨大に使われているわけでありまして、その辺を大臣、お土産でいいのかわかるか、お尋ねをしたいと思ひます。

○麻生国務大臣 余りついていけない発想ですけども、お土産という感覚はありません。

○内山委員 外務大臣のそういうお考え、わかりました。

それでは、テーマをかえまして、自衛隊員の特別手当、危険手当につきましてお尋ねをしたいと思ひます。

現在、アフガン、イラク関係の各特措法に基づいて海外に行っております。また、国連平和維持活動、PKOとして、ゴラン高原の平和協力業務、陸上自衛隊が四十五名派遣されております。今回新たに、停戦監視要員として六名の方がネパールに出られますけれども、それぞれのそういう方の特別手当の支給基準というのはどうなつていますでしょうか、お尋ねをします。

○増田政府参考人 派遣されます隊員に対する手当につきましては、それぞれの活動の状況等に應じて手当が決められているところでございます。例えば、イラクに派遣された部隊に勤務する者

については最高額で二万四千円というものが支給されております。それから、過去でございますけれども、カンボジアで最初にPKOに参加したときは二万円という形で、あと、もちろんそれぞれの程度に応じていろいろな段階がございますけれども、最高額と申せばそういう段階でございます。

なお、ネパールに派遣される隊員への手当についてはまだ決められておりません。現在、検討中

のとこでございまして。

○木村委員長 内山見君、時間になりましたので、簡潔に願ひます。

○内山委員 もう一点、最後にお尋ねをしたいと思ひます。

イラクからの帰国、帰還しました自衛隊員のケアについてどうされているか、お尋ねをしたいと思ひます。

防衛省が、国際平和協力業務が本来任務となりまして、海外でこれから活動することがふえることに対して、海外から帰国しました隊員のケア、どういう仕組みをとられておりますでしょうか、お尋ねをしたいと思ひます。

○木村委員長 増田人事教育局長、簡潔に願ひます。

○増田政府参考人 まず、帰国いたしますときに、クールダウンと申しまして、例えばイラクの場合ですと、陸上自衛隊の場合、サマワを出てクウェートに着いたところでクールダウンという形で、ホテルに滞在させてクールダウンをする、それから、健康診断もそこでいたします。それから、帰つてから三カ月程度をめぐにまたメンタルヘルスといひますが、健康診断をいたしまして、チェックをしていくというようなことをとつていくところでございまして。

○内山委員 時間が来ましたので、これで終わります。ありがとうございます。

○木村委員長 次に、寺田稔君。

○寺田(稔)委員 自由民主党の寺田稔でございます。

本日、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案が本会議で趣旨説明されました、当委員会に付託になったわけでございまして、昨年五月の2プラス2の合意を受けまして、いよいよ米軍再編も動き出すわけでございまして、地元負担の軽減、そしてまた抑止力の維持の観点から、当委員会でも審議を深めなければならぬわけですが、それに入ります前に、若干の点、御質問をさせていただきますと思ひます。

本年の一月九日より防衛庁が防衛省に移行いたしました。そのことによりまして、新たな体制のもとで、自衛隊の隊員の皆さんが自信と誇りを持って我が国の国防の任務に当たる、そしてまたさまざまな国際協力活動あるいは貢献活動に当たることとなつたわけでございまして。

そうした中において、いわゆるシベリアンコントロールの問題、すなわち、文民統制の点についてお伺いをするものであります。すなわち、防衛庁が防衛省となつたことによりまして、新たな枠組みの中でこの文民統制というふうなことも考えていかなければならぬわけですが、今回の省移行によりまして、シベリアンコントロールの点については一体どういうふうに変化をしていくのか。

実は、この点につきましては、前の国会、そして当委員会におきまして審議がなされ、それぞれ御答弁をいただいたわけでございまして、この点について、確認的にはなるかと思ひますが、再度、大臣から、この文民統制の点につきまして、お答えをいただきたいと思ひます。

○久間国務大臣 これは、これまでもシベリアンコントロールというのはあつたわけでございまして、しっかりとっておつたわけでございまして、基本的には変わっておりません。

強いて言えば、専任の防衛大臣ができたわけでございまして、そういう意味では、国の防衛に関する事務に専任する主任の大臣である防衛大臣を置いたということが、シベリアンコントロールでは、非常に重みを増した、そういうような問題はあろうかと思ひます。それとまた、形式的に言ひますと、国際平和協力活動とか周辺事態への対処を安全保障会議のいわゆる諮問事項としたという点も、これまたシベリアンコントロールの一環だと思ひます。

しかしながら、それは基本的にはそれほど変わつていないわけですが、むしろ、私たちが注意しなければならぬのは、防衛省が省になつたという点で、非常に意識が高揚することはいひわけ

ですけれども、それがシビリアンコントロールを
ないがしろにするような方向に行かないように、
心の持ち方をしっかりとっておかなければならな
い、そういうことが大事だというふうに認識して
おりますので、防衛庁が省になったのを機会に
我々としては、一層シビリアンコントロールにつ
いては意識を払っていくというふうなことでやっ
ていきたいと思っております。

○寺田(稔)委員 今、大臣がお答えになられたよ
うに、ぜひシビリアンコントロールの強化とい
うことについて努めていただきたいわけですが、今
の大臣の御答弁でも、基本的には変化がないけれ
ども、ある意味で重みが増したというか、すなわ
ち、内閣における位置づけが、庁から省になるこ
とによりまして、これまでの内閣府の一機関か
ら、一つの独立省として格上げをされたわけだ
から、その主任の大臣たる防衛大臣が担っている
防衛の任務、したがって、閣内における位置づけ
の上昇によって、よりこのシビリアンコントロー
ルが強まった。

すなわち、シビリアンコントロールというのは
多面的な側面があるわけでございますけれども、
一つは国会による統制、そしてまた内閣における
その位置づけ、議院内閣制のもとで、当然、
然、それは、私は高まったというふうなことで解
釈をしてよろしいかと思うのですが、再度、確
認的に伺います。シビリアンコント
ロールがその意味で高まったというふうなこと
でよろしいか、お答えをいただきたいと思いま
す。

○久間(寛)大臣 そういふような見方もできると
思います。ただ、余り高まったと言いますと、今
まではシビリアンコントロールがきいていなかっ
たということの裏返しになりますので、私たち
としては余りそれを強調しにくい点もございます。
しかしながら、先ほどから何回も言っています
ように、防衛庁から省になった、そういうよう
な面で、しっかりとしなければならぬ、という
ような重みが増してきた、そういうふうな気持
ちで、これから先も気を引き締めていきたいと思
っております。

○寺田(稔)委員 次に、今回の省移行に伴いま
し、いわゆる国際平和協力活動の本来任務化とい
うことも行われました。

自衛隊のこれまでの国際貢献活動は国際的にも
非常に高く評価をされております。そして、そ
ういった評価が高まれば高まるほど新たなニーズ
も発生をしていくわけでございます。ネパールに
対しまして、国連からの要請によりまして、これ
はPKO活動という位置づけでございますが、
ニーズが高まった一例かというふう存するわけ
であります。

このように、国際活動が本来任務化をされる、
そのことにより、国際的な評価の高まりととも
に、一層派遣ニーズも高まっていく。そうする
と、いろいろな局面で派遣要請が来るわけござ
います。国連あるいは有志連合あるいはまた多
国籍軍、あるいは各国政府から正式要請が来る場
面もこれからますます高まっていくかと思いま
す。そうしたときに、一体どういふ局面で
は派遣をし、あるいは、一体どういふ局面
では逆に派遣を控えるのかというふうな基準づ
くりも、当然のことながら、これから必要とな
ってくるわけですが、そういうふうな正式要請が
政府間で来たときの派遣の基準については一体
どういふのか、御教示をいただきたいと思いま
す。

○久間(寛)大臣 本来任務になったから、これ
から先、出ていくといいますが、そういうニ
ーズがふえてくるということではなくて、国際
的ないろいろなニーズが高まってきたからや
はり本来任務として位置づけた、そういうふう
に私は認識しているわけでありまして、本来任
務にしたからどんなに出ていくということじゃ
なくて、世界的にそういうような要請が高ま
ってきて、自衛隊の位置づけとして、それが
本来任務としてやることの方が適切であるとい
うふうなふうに考えて、そこで法律が改正され
たというふうなことは私は理解しております。

それと、判断基準でありますけれども、判断基
準はそんなに変わるわけじゃないんですけど、む
しろ、そういうふうな国連その他から要請があ
つたときにすぐ対応できるように、そういう部
隊といたします。そういう準備は、態勢はとて
おく必要がありますけれども、やはり、内容を見
ながら、そのときそのときで、その与えられ
た状況の中で適切に判断していくことが従来
と同様に必要じゃないかなと思っております。

しかしながら、これから先、そういうニ
ーズが高まってきたら、比較的こういう場合は
すぐ行くというふうな形の一つの基準がその
中から出てくるんじゃないかと思っております。
また、急にそういうような状況がすぐ出て
きたときには、要請があつたときにすぐ対応
すると同時に、それに対してどうするかを
そのときそのときに適切にやり
判断していくべきだ、そう思っているところ
であります。

○寺田(稔)委員 今大臣から、そのとき
の適切な対応、すなわち総合的な判断とい
うことになるかと思いますが、例えば、PKO
の派遣については、PKO法でも確立をして
いるわけでありまして、この五原則を満
たすことが派遣の必要条件にはなっている
わけでありまして、これは五原則を満たせば
常に派遣をするかという、必ずしもそうは
ならないわけでありまして、五原則を満
たしたときに、それでもなおかつ派遣を
しないという選択肢があり得るのか、
お伺いをしたいと思います。

○久間(寛)大臣 それはあり得るわけ
でありまして、派遣をするか決める前には
まず五原則に合致しているかどうかを判断
いたしますけれども、やはりそのときの部
隊の運用、今出ていっている陣容その他
いろいろな情勢を判断しながら、今回は
遠慮させてもらいますというふうなことを
防衛省としては言う場合もあるわけであ
りまして、これはPKO事務局を中心とし
て内閣府の方で決めることであ

れることであらうけれども、我々としては、
五原則はどうなっているか、そしてまた、
現在の部隊の運用上それだけの余裕がある
かどうかとか、そういうことを判断しなが
ら、それは適切に判断してまいりたいと思
っております。

○寺田(稔)委員 そうした派遣ニ
ーズの高まりとともに、海外で活動する
自衛官の数も現実的に増してきておりま
す。ちょうど先々週も、私の地元で、
ゴラン高原に派遣をされた隊員の皆さん
を木村副大臣とともに見送り、そして
激励を行ったわけでございます。

ゴラン高原は、現在、イスラエルとシ
リアの兵力の引き離し、非常に重要な
任務を負っております。そうした中で、
我が自衛隊は後方支援活動としてカナ
ダの部隊の輸送業務を担っているわけ
でございます。そういうふうな重要な業
務をこれからますます担っていく。また、
例えば東ティモールにおけます施設隊
の活動、そしてまた、さまざまない
わゆる文民活動に対する自衛官としての
支援も行っていく。ネパールの場合
はそういったようなケースに当たろう
かと思っております。いろいろな態様
でもって活動が広がっていくわけであ
ります。

実際、停戦後も、武装解除の段階、
そしてまた民生支援の段階、そして
また施設建設を初めとした復興段階
と、さまざまなステージにおいて、そ
うした派遣ニーズは常に発生をして
くるわけでございます。例えばアフガ
ンの地においても、現在、ISAF
を中心とした部隊が活動をしてい
る、そうした中で治安の維持と武装解
除が行われている。我が国自衛隊は、
洋上補給という形でこの支援をして
いく。今回、新たにPRTが組成され
て、このPRTに対しては我が自衛隊
は参加をしないわけでございますが、
そういういろいろな局面において、一
体どういふふうな基準で、またどう
いうふうなステージで自衛隊が関与
していくかというふうなことは、今後
も十分議論をしていか

なければならぬというふうな考えております。そういう中で、隊員が私の地元からもグラン高原に派遣になったわけですが、そうした隊員の家族に対するケアというのでもまたこれは重要な施策の一環となってくるわけですが、そうした隊員の家族に対するケアは今後どのような方針で充実をさせていけるのか、お伺いをしたいと思います。

○増田政府参考人 お答えをさせていただきます。

まさに今先生から御指摘のとおり、派遣された隊員が安心して職務に専念できるように、日本におります家族に余り心配がいかないようにするということが非常に重要だと思っております。

そういう意味で、施策としては大きく言えば三つに分かれるのかなと思っております。まず、基本的にそういう留守家族を支援する体制の整備、そして、そういう体制の整備をした上で、日本にいる留守家族に対するいろいろなケア、それから最後には、留守家族と現地におります隊員との通信の手段を講じてあげるといふふうなことであらうと思えます。

若干具体的に申し上げさせていただきますと、まず支援体制の整備でいえば、それぞれの幕僚監部、また方面総監部、また海上自衛隊でいえば地方総監部等々で、それぞれ家族支援センターとか家族支援本部とかいふようなものを設けて支援の任に当たっているとございます。

その上で、留守家族に対するケアとしては、基本的に、例えば、留守家族に電話をして状況の確認をするということであるとか、それから現地の部隊でビデオレターのようなものをつくつてもらって、それをまた御家族に配付する、それから、現地の部隊が冊子のようなものをつくつて、例えばイラク便りとかいふふうな形でそういう雑誌をつくつて、それを御家族の方にお渡しするといふようなこととか、それから、あえて言えば、共済組合制度の活用といふような意味で貯金なり貸付金の事務を代行してあげる、また、基地内の

売店等の利用もどうぞといふふうな形でやっておりますといふふうなことがございます。

それから、本人、隊員と家族の通信につきましては、例えば、衛星携帯電話を設置して、一回十分程度、一週間に一回程度会話ができてというふうなことをそれぞれの行っている部隊との間でやっております。最近では、少し向上させまして、そこにいわゆる画像が入るテレビ携帯電話とかテレビ電話といふふうなものも設置をいたしまして、そういう通信が充実できるようにしていきたいと思っております。

○寺田(稔)委員 ぜひともそういう家族のケア、これから非常にそういう機会もふえてまいります。今局長が言われた衛星携帯電話についても、私も留守家族の方々と意見交換を行った際に、非常に好評でございました。衛星の空き時間をうまく活用して地球の裏側と通信を行うといふふうなことでありまして、ぜひそういう隊員のケア及び家族に対するケアについても十全な体制をとっていただきたいというふうに思います。

次に、いわゆる今回の施設庁の不祥事によりまして防衛施設庁の解体が決まったわけでございますが、改めて、今回のこの不祥事に対する大臣の御見解及び再発防止策の実施についての大臣の決意のほどをお伺いしたいと思っております。

○久間国務大臣 防衛施設庁にかかわる談合事案というのは本当に残念なことでございます。昨年六月に、防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会、こういうものを防衛省においてつくりまして、これで取りまとめられました再発防止のための各種の措置を今着実に実施してこういう再発防止に万全を期して、国民の皆さん方の信頼を得たいということで努力しているところでございます。

○寺田(稔)委員 今回の防衛施設庁の廃止と防衛本省への統合により、新たに地方企画局という組織が、これはまだ仮称でございますが、できるこ

ととなっております。また、経理整備局の組織も改編をされるわけですが、地方自治体と連携をして防衛行政を推進していくというこの地方企画局の役割は極めて重いものとなっております。特に、これから審議が行われますところのいわゆる米軍再編法案にいたしましても、地方自治体との緊密な連絡、協調なくしてその法律の実施はあり得ないわけでございますが、そうした地方企画局の役割、極めて重要であると考えますが、御所見をお伺いしたいと思います。

○西川政府参考人 お答えを申し上げます。

ただいま先生御指摘のように、米軍の再編あるいは多様な事態、こういうものに対して実効的な対応をしていくということは喫緊の課題になっておりますが、このようなさまざまな政策課題に適切に対応していく、このためにも、地方公共団体を初めとする地方との緊密な関係というものを構築するということは大変重要である、先生御指摘のとおりだ、こういうふうに我々考えております。

今回の防衛施設庁の廃止、統合、この過程にあります。我々もこの点、先ほど御指摘ございました地方企画局という、仮称でございますが、内部部局に新たな局を一つ設けて、ここに、従来の施設行政のみならず、防衛省の地方との関係にかかわる政策の企画立案、これを一元的に行わせるということを目指して局を設ける、こういうことを考えています。これによりまして、防衛省が地方公共団体と一層連携して防衛行政を推進、そして地元調整あるいは対米調整をより効果的に実施できるような体制を整備できる、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○寺田(稔)委員 その地方企画局とともに、経理整備局に新設をされます施設整備課、これと施設技術官、これもまだ仮称でございますが、このセクションにおいて予算の適正な執行を確保する体制を確立していく必要があるわけです。そのことがまさに不祥事の再発防止にもつながっていくわけ

ですが、大臣官房におけます担当審議官並びに参事官とともに、こうした予算の適正執行を担保し、チェックをしていくための十分な体制、これを築いていかなければならないわけですが、今回の組織改編によって、すなわち、特に経理整備局におけます施設整備課を中心としたセクションによつて十分なチェック体制が確立できるものというふうにお考えか、御所見をお伺いしたいと思います。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

今、寺田先生御指摘の、内局の経理整備局に新設します施設整備課あるいは施設技術官、いずれも仮称でございますが、これにつきましては、建設工事の実施に関する事務のうち、内局という形で主に企画立案的な事務を担当させる。この一方で、実務的な事務につきましては、整備本部を今回新たに改編します。改編をいたしまして、整備施設本部という形でここに実施させる。こうして、セパレートに分けてそこを担保する。

その上で、今回は、さらにその実効性を担保するという形で、先生御指摘のように、内局に、また監査担当の防衛参事官及び大臣官房の審議官を設けて、そしてまた、特別な機関という形で、防衛監察本部、五十名ほどの体制で、非常に高位的な人間を置きまして、一つの横断的な、そして重層的なチェック体制を持つていって、その再発の防止等を図っていききたい、そしてその事務の一層の公正、透明性を図りたい、このように考えておるところでございます。

○寺田(稔)委員 ぜひともそのチェック体制の構築に向けて遺漏なきを期していただきたいというふうに思います。

今回の組織改編に伴い、地方における組織も大幅に変わることになるわけです。既に、いわゆる地連が地協に変わられたわけですが、防衛施設局の方も、整備本部の地方支部と統合される形で新設をされます地方防衛局という組織が新編をされる。この地方防衛局の組織が地方行政全般の、地方におけます防衛行政の拠点として、まさに地

方との接点を担う地方防衛局というふうな組織に成りかわるわけでございますが、まさにこの地方防衛局が地方とのコンタクト、まさに先ほど言いましたようなさまざまな、米軍再編を中心としたします政策の地方における拠点化として活動するふうな組織になる、そういうふうにする必要があるというふうに考えますが、御所見をお伺いいたします。

○西川政府参考人 寺田先生の御質問にお答えいたします。

これは先ほどの問いでも、地方との関係についてお問いがございましたが、これにつきまして、お答えしましたように、やはりさまざまな政策課題というのが、現在、地方抜きにしては進められないというふうなことを考えておりますので、我々としたしましては、地方にこういう地方防衛局をつくるということは大変重要なことである、こういうふうに考えておりました、こういう考えのもとに、今回の施設庁の廃止、統合に際しまして、施設庁の地方支部局、これを地方防衛局という形にしまして、これも、施設行政に係る機能だけではなく、少し広げて、防衛政策あるいは地方との調整、協議など、地方における防衛行政全般についての拠点としての機能を果たそうという格好で再編をしているところでございます。

これを今後とも充実して対応していきたい、このように考えておるところでございます。

○寺田稔委員 ぜひこの組織を有意なものにしたいと思っております。

ともすれば、地連が割かし地方においてはプレゼンスが高い、地連の陰に隠れて施設局は非常に影が薄い存在、特に地方住民にとって見えづらい組織だったわけですが、やはりここは、そうした非常に重要な業務を担うわけでございますので、今回新編されます地方防衛局をぜひとも地方における核として、十分に組織改編が行われんことを望みまして、私の質疑を終えたいと思います。

○木村委員長 次に、赤松正雄君。

○赤松正委員 公明党の赤松正雄でございます。

す。金曜日の夕刻、遅くまでの質疑、大変お互いに御苦労さまでございます。

外務大臣にいったい質問したかったんですが、大事な御用事があるということで、五十分に出ないといけないという話でございまして、といって、今質問しないで帰りたいだけのものもちょっと悪いので、ちょっとだけ質問させていただきます。

それは、かねて当委員会でも議論になったかもしれませんが、外務委員会でも議論になったんでしようが、麻生大臣が再び外務大臣になられて、冒頭の外相施政演説で、いわゆるアメリカが言っていた不安定の弧というのに対応する形で自由と繁栄の弧という言葉を使われて、四本目の日本外交の柱だと。日米同盟、そして国連、国際協調、そしてアジア重視、それに加えて四番目の自由と繁栄の弧。ちよつと何か、おさまりが悪いといえますか、新たに、三つに一つ加えるというよりも、何か三つ全体を覆うということなのか。

あるいは、アメリカが不安定の弧と言っているんだから、それはいわゆる軍事的側面が結構強い。中東から日本に至るまでの地域を、どちらかといえばそういう軍事的に不安定な側面の地域を、アメリカが、私風に言わせると、新しい、ニュー・パクス・アメリカナだと思っておりますけれども、そういうやり方としての、言ってみれば不安定の弧に対して、麻生外務大臣は強い自己主張をしたという思いで、自由と繁栄の弧、その裏返しとしての、非軍事的側面、経済とか文化とかあらゆる、日本の持っているすべてのパワーを注ぎ込んで、この地域に日本は貢献するぞ、そういうふうな思いを込めてやっておられるのかなと、いろいろ思いは錯綜するんですが、決定版の自由と繁栄の弧に対する麻生外務大臣の思いを、時間がほとんどありませんけれども、簡潔に聞かせていただければありがたい、こう思います。

〔委員長退席、寺田(稔)委員長代理着席〕

○麻生国務大臣 軍事的には、確かに治安とか秩序からいいますと、不安定の弧という表現は決して間違っていないと思います。ただ、考えようなのであつて、それらの地域は、今、間違いない、この十年、十五年ぐらいの間に、歴史の古い国もいっぱいあるんですが、明らかにこれまでのくさびから離れて、独立もしくは新しく自分の道を歩み出したという国々だと思っております。

ただ、スタートしたばかりのところもありまして、かなり歩き方としては頼りないところがありますので、我々としては、そこらのところをぜひ、我々のやった経験を生かして一緒にやってみる気はありませんかというのが、我々が振り込んでおる、振り込んでおるなんというところとマージンばい、提示しておる話であります。

例を一つ具体的に申し上げた方がよろしいと思います。

今、多分中近東で最大の問題はパレスチナそれとイスラエル、これが多分中近東の不安定というのを、ずつともとをたどっていきますと、イラクとかイランとかいろいろ言いますけれども、もとのもととは多分これはイスラエルとパレスチナということになろうと存じます。そのパレスチナに対して、我々としてはここで、パレスチナの問題、失業率四三％、先がない、国としてはいわゆる国が国じゃないかわからぬというところでありまして、仮に独立したとしても全然食う方法がありませんので、少なくともまずは、イスラエルが成功した大きな理由は、最初に農業が非常に成功したというのが五十年前ぐらいの話なんです、ぜひ、イスラエルでできてパレスチナでできないはずがないだろうが。だから、パレスチナもこれをやってみる気はないかと。

で、さがるものはトマトとかいろいろなものができるんですが、日本は今トマトはかなりのものをイタリアから輸入したり、あちこちから輸入しておるのが実態なんです。そういう意味では、同じような気候で立派なものができるし、付加価値をくつつけようと思えばできるので、これをやる

気はないかと。これをやるということは、余りコンピュータを使うと、いわゆる技術を使うとかいうようなものとは農業は違いますから、ただ働くのよと、働いてもらってやってもらう。

できたものが、これは、できるだけはだめで、売ってちゃんと金を回収せにゃいかぬというところのために、出ていくためには道路が要りますので、出ていくためにはジョルダン渓谷を抜けていかないと出られませんので、そこを物売らせてもらうならそれでもいい。しかし、もっと高いんだつたら、そこから飛行機で出す。いろいろなことが考えられるので、そこらの販路はこっちもまた考える。買うのも、ヨーロッパで売れると思います、どうしても言うんだつたら日本が買ってもいい、イスラエルから買っていますから、あの辺から、イスラエルに限りませんけれども、そういったことを考えて振り込んだら、向こうがぼつと乗ってきて、それから話が始まりました。

ただ、イスラエルという国がそれを保障してくれないとどうにもなりませんので、イスラエルに対しては、これを我々がやるが、ジェリコならジェリコの近くでやるが、それに当たってはそれからこれに妙なことはしないこと、これが条件、安全保障をしてくれと。それからジョルダンは、これを出すように、道をあけてくれるようにさせてくれと。

その他のかんがい用水路等々というのは、日本の技術支援なりなんなりやるからというので、これができるというところが、我々としていわゆる繁栄の弧の一つのプロジェクトとしてこれが成功したら、イスラエルとパレスチナの間に信頼関係が生まれますし、パレスチナの人にとっては将来に対する希望が生まれますので、やはり絶望と貧困がテロの温床だと私はかなりそう思っておりますので、それをなくならせるためにはどうしても希望が要りますので、その希望と新たな生活の糧と、この二つを組み合わせる手口がないかなと思っ

て、去年いろいろ考えて、ちよつとあることから思いついて、こういった話をやらせていただいておりますという、その一つの例です。

これが、我々日本ができる非常に強みのところだと思っております。現場のその人たちの目線に合わせて仕事ができるというのが、日本がこれまでODAとかいろいろな形で、海外青年協力隊を含め成功してきた背景というのは、現場で現地の人と一緒に働けるというのが、我々日本人の持っている最大の強さかなという感じがしておりますので、そういったものが、たまたまちよつと繁栄の弧と重なった中にそこがありましたので、これと比べて、今一つのプロジェクトとして、ほかに幾つかありますけれども、このプロジェクトとして立ち上げさせていただこうと思っております。

こういった発言させていただく機会を与えていただきましてありがとうございます。

○赤松正委員 ありがとうございます。何となくわかりました。どうぞ行ってください。外務大臣ありがとうございます。

さて、防衛大臣に、きょうは私いろいろな思いを込めてこの過去の、実は今皆さんのお手元に「我が国の国際平和協力業務の実績」という資料をお届けさせていただきましたが、このいわゆる国連PKO、先ほど、今委員長席に座っておられる寺田さんからもありますが、国連PKOのことについて、ちよつとしつかりと大臣の答弁をいただきたいと思っております。

それはどういふことかといいますと、これは、一から十九までのミッション、アンゴラ国際平和協力業務あるいはカンボジアの国際平和協力業務、これはほぼ同じ時期に始まったわけですが、今日の十九番目の東ティモールの国際平和協力業務、これは残念ながら、東ティモールは一たん終わっていたのがまた再びということなんです、そして先ほどの御質問にもあつて、二十番目あるいは二十一番目の国連PKOの話が今閣議決定を待っているという段階のようですが、それは後に

するとしまして、冒頭に、ちよつときょうはぜひとも大臣にお聞かせいただきたい考え、取り組み方、ぜひ前向きな御発言をいただきたいということで質問するわけです。

つまり、私の質問の背景にありますのは、実はきょうここに座っておられる皆さんもみんな共有していることだと思ひますが、あの、いわゆる一九九〇年代冒頭の湾岸戦争ですね。私は、今のイラク事態というのは、とらえ方として、話はちよつと飛びますが、十三年戦争論というところをすべきだと。

つまり、あの一九九〇年のイラクのクウェート侵略から端を発して、言ってみれば二〇〇三年、今から四年前の三月二十日の時点までワンバックでとらえるべきで、あの時点で突然アメリカが先制攻撃したんじゃない、時々空爆がありましたから、十三年続いたものを終わらせるための攻撃であつたんだ、そういうとらえ方をしなくちゃいけないというふうに言い続けてきているわけですが、それは本題じゃないので置いておきます。

つまり、湾岸のときから今日、先ほどなたかのやりとりで大臣がおっしゃっていましたけれども、国際社会において、日本のPKOに対する、つまり国際平和協力活動に対するニーズが非常に高まってきたという、こういうお話がございました。そういうことも含めて、言ってみれば、私ははるけくも来たかなという思いがするわけです。

私の先輩たち、私は平成四年の時点、一九九二年の時点ではまだ代議士になっておりませんでした、落選中でした。そのころから、もう今日まで十五年間、本当にあのときに、自由民主党、公明党、当時の社会党もあるいは民社党もいろいろな政党を含めて、どうするんだという、この湾岸戦争に対する日本の取り組み方が、いろいろな思いが錯綜し、いろいろな法案が出ては消えたりしました。

最終的に、この国際平和協力活動、国連平和維持活動、PKOに日本が取り組むということが、やはり今一番日本ができることだということ

やつてきて、取り組んで、今日まで十九のミッション、十五年間、米印でつけているところは、国連のPKOのもとに行つたのではなくて、PKOの法ののもとに行つていますけれども、いわゆる人道復興支援の部分で米印ですから、多少の性格の違うものが一緒になっておりますが、PKO法のもとで派遣されたものが全部で十九、こういうことでございます。

前置きを随分とさせていただきましたけれども、私がきょうここで大臣にぜひとも言いたいと思ひますことは、今日までこういうふうな国連PKO活動に日本が取り組んでくるといふことについて、私どもは大変に思いが強いもので、この一連の国際平和協力活動、国連PKOについて、しっかりと歴史と伝統、PKOにどう取り組んできたか、そうした歴史的な資料、こういうものの取り組んだすべてのものをしっかりと一括して保存し、オープンに皆さんに見てもらふ、内外の皆さんに見てもらふ、そういういわゆる、仮に命名するとしたならば、PKO資料歴史センターというふうなものをつくつたらどうかということがあるわけです。

実は、この考えのもとには、一九九二年のこのPKOを出す前の段階で私どもの公明党の先輩が、アジアにPKO共同訓練センターをつくつたらどうかという提案をしました、日本ではなくて、アジアに。

これは、そのときの物の考え方というのは、アジアのどこかの地域にPKOの派遣する訓練センターをつくつて、日本も含めてアジアの人たちがそこに集まつて、そこからPKOに出ていくというふうなものをつくつたらどうかという提案だったんですが、その後の約十五年の歴史の中で、私もしばしば発言をさせていただいて、ここにいらつしやる中谷委員が元大臣だったときに私が御質問をしまして、非常にいい答弁をいただきましたけれども。

要するに、中谷さんとかあるいは高村外務大臣とか、あるいは大野功統元防衛庁長官、それぞれ

に私はたびたび国連のPKOに対する日本の取り組みの歴史と資料というものをしっかりと保存するものが一方に、もう一つは、PKO訓練センター、日本の自衛隊がPKOに参加されるという、その訓練センターというものを一緒に置いて置いたらどうかということを言つたり、あるいは、片方は片方でもいいんですけれども、ばらばらでも、いずれにしても、そういうふうな提案をずっとし続けてきたんですが、結論的に言いますと、今の時点ではまだそれが実現していません。

ただ、この三月二十八日に防衛省の方で、国際活動教育隊、これはたしか大野さんが大臣のころに予算案の中に、こういう国際活動教育隊をつくりたいんだけどという話があつたことを私は覚えていたんですけれども、この国際活動教育隊というものが、私としてはPKO訓練センター、PKOに参加する自衛隊員を訓練する、そういう機関というものである、こういうふうには今思ひ込もうとしていますが、そういうとらえ方ではないのかどうか。

今、この三月二十八日にオープンするとする国際活動教育隊というのは概略どういふものであつてということが一つ、そして、私が今るる申し上げてきたような、それについて私たちが言つていた国連PKO訓練センターじゃないのかと言つていいのかどうか、まずその辺のこと、二つについてお聞かせください。

○久間国務大臣 赤松委員の気持ちはよくわかります。私も本当に、はるけくもこまで来たかな、そういう思いで、今、PKOで国際平和協力業務で外国に出ていくことについては何ら抵抗ない。私の目の前で牛歩戦術が行われた、あのときの光景を私はまざまざと、今でも目をつぶればまぶたに浮かぶぐらいですから、本当にこまで来たな、そういう思いがいたしております。それと、いろいろな失敗した例の中でも、東ティモールにも私自身、中谷先生がちょうど大臣で行けなかつたものだから、私がかわりに党を代表して、おたくの田端先生だつたと思ひます、

あるいは浜田先生、一緒に行つて、フマキラーを持って、デング熱にやられたかなわぬということ、一生懸命フマキラーをまきながら行つた、そういう思いもございまして、あの当時と比べると今は大変環境が変わつてきて、もう本当に国民も、それはそうだといいことで、この間も本来任務に任せてもらつたわけですから、これから先もPKOはますますそういう意味では出やすくならし、出なければならぬだろうというふうに思つております。

十三年前の湾岸戦争のときの、あの話もまさにそうでした、あのときはお金だけ出して、一人当たりたばこ一本一円ずつ値上げして、税金をそれだけ突っ込んだにもかかわらず、我が国は人を出さなかつたばかりに、日本は国旗も上がらなかつた、そういう思いもいたしてございまして、そういう点では、やはり人を出すということがいかに大事かということを感じておりますから、イラクでもやはり、自衛隊、はい、さようならというわけにいきませんよというのが私の今の気持ちでございます。

ただ、今おっしゃられましたPKOにつきましましては、その訓練センターも含めて、我が国の場合、先ほどの先生のずらつと一覽表を見せてもらつても、ほとんど自衛隊が行つております。しかしながら、その反面、またPKOに文民警察官として行かれて途中で亡くなられた方もいらつしやいます。最近ではまた、NPO、NGO、そういったところも一緒に参加しておられるし、だから、むしろ各国も軍とNPOと一緒にやつた方がいいんじゃないかというふうな評価もあつております。

そういうことで、我が国の場合は自衛隊は自衛隊として派遣しておりますけれども、やはり、防衛省じゃなくてPKO事務局が窓口になつておる、だから、いろいろなデータから保存資料から、それもPKOのそういう事務局でやつておる、そういうような行政の組織上の問題もあつて、先生のおっしゃるようにストレートにすつと

いつてないんじゃないかと思うわけでありまして。

私は前から言つておつたんですけれども、PKOに出かけていった自衛隊の部隊等についても、今までは、PKOの部隊を出すときに、海とか空の場合は、一つの部隊がそっくりまとまつてつと行きます。海の場合でも、一つの輸送艦が輸送艦として行くわけですが、帰つてきてもそのままその部隊としては残つておるわけですから、ところが、陸の場合は、方面隊で募集をかけた形でいろいろな、エリートと言つてはいかぬですけれども、そういう向いてる人たちを集めて派遣する、帰つてきたら、それがまた散つていくわけですね。そういうことではないかという思いがございました。

だから、今度の場合も、まず国連からの要請があつたときにすぐ対応できるように、長くなつて結構ですが、国連からの要請があつたときにすぐ対応できるような、そういう訓練をしておこう、あるいは、今まで行つた経験を一つにまとめて、そういうふうに使おう、そういうことから、陸上自衛隊の教育の一つの部隊としてそれをつくらうとしておるわけでありまして、自衛隊の中でも陸上自衛隊の部隊をそこでつくらうとしておるわけでございますから、今言われるPKO訓練センターとは若干趣旨が違つておるわけですね。

先生のおっしゃるようなものは、また別途、これから先、こういうのがきつかけとなつて煮詰まつていったら、それはそれで非常にいいんじゃないかなと思つております。

○赤松(正)委員 大臣、私は、訓練センターの件と歴史資料センターの件、二つ考へていて、一方の訓練センターの方が防衛省が考へておられるものかなというふうに思つたんですが、今のお話を聞いてみると必ずしもそうじゃない。

ぜひ御検討いただきたいのは、今おっしゃつた訓練センターの方は、今は陸上自衛隊の教育機関だということですから、それを発展的にそういう

う形にするのは、僕は防衛省の大臣の判断でできることだと思ふんです。もう一方の歴史資料センターについては私ずつと勘違いしてしまつて、これは防衛省にお願いしようと思つてつとつとつてきた経緯はあるんですけれども、大臣がおっしゃる通りに、こつちの方はやはり国際平和協力本部、内閣府の所管かな。つまり、内閣全体で、日本全体で考へていただかないと、この問題はうまくいかないんじゃないかというふうには実は思つてゐるわけですね。

だから、そういう点では、訓練センターとそれから歴史資料センター、つまり、もつとわかりやすく言うと日本版ピアソン・センター、カナダには、訓練センターは国防省のもとに別途あつて、そしてまた一方でそういうピアソン・センター、私は行つたことはないんですが、いろいろ勉強はしてみましたが、ピアソン・センターなるものを日本につくるということによつて、今日までの大変な日本の苦勞、一生懸命取り組んできたPKOに対する思いというものを内外にしっかりと宣伝することができると。日本だけがしっかりとやってきたんだぞというのじゃなくて、日本の国民の皆さんだつて、十五年前から今日に至るまでのことをだんだん忘れかけている。

現実には私が思つたのは、イラクの場合に、民主党の皆さんが、あのときにPKOならいいと言われたんですね、いみじくも。確かにそういう側面はありますよ。そして、某新聞が、PKO法ができたときに大反対した新聞社が全然賛成した。

それで、イラクの事態でPKO、それはPKOができれば苦勞しないよとあのとき私は思ひましたけれども、そういうこともひつくるめて、いろいろなPKOについての日本の取り組みを一望のものにできる、そういうセンターが必要だ。いろいろの人、アジアの人に来てもらつたり、アジアの中にそういうものがあるから、それをぜひ内閣を挙げて取り組むべきだ。だから、防衛省ができる訓練センターの方は、これは防衛大臣が中心になつてこれからも考へてほしい。もう一方

の方は、ぜひとも内閣を挙げて取り組んでいただきたい。答弁してくださるのですね。いい答弁してくれないければ、答弁してもだめですよ。では、どうぞ。

○松島大臣政務官 本来、外務大臣が答弁したかつただろうと思ふんですけれども、今、日本人及びアジア人のいうことを言われましたので、一言つけ加えさせていただきます。

麻生大臣が昨年八月の政策スピーチで、平和構築者の寺子屋をつくることを提唱いたしました。

外務省は、来年度から、日本人だけではなしに、日本人とアジア人の文民を対象といたしまして、内外の講師などから実践的な知識や技術を習得する研修を開始することとしております。残念ながら、歴史を振り返るセンターではございませんけれども、研修の場を日本人とアジア人がともに、それは文民を対象でございますけれども、学んでいく、技術を習得するという研修を来年度から始めてまいりたい、そんな人材を育成していく、そういうわけでございます。

そして、先ほど言われました、関係省庁が一緒になつて取り組むということについて申し上げますと、昨年十二月に、平和構築分野の人材育成の関係省庁の取り組みを強化し、政府一体として取り組んでいくために、平和構築分野の人材育成に関する関係省庁連絡会議が内閣に設置されましたこと、そして、外務省も一緒にやつていくこと、というのを申し述べさせていただきます。

○赤松(正)委員 それは、似て非なるものじゃないかと、似なくて非なるもので、全然私が言つてゐることと違ふと思ひますね。

では、最後に大臣に。今言いましたように、熱い熱い思いを込めて取り組んできたこの十五年、これからも続きますよ、これからも続きます。そういうものを含めて、ぜひとも、PKO訓練センター、そしてもう一つは歴史資料センターのようなもの、イメージとしては日本版ピアソン・センター、こういうものがぜひ必要であるということについての私の

意見に對しまして、内閣の重要な位置を占めておられる久間防衛大臣の御見解を聞かせていただきたいと思ひます。

○久間國務大臣 先ほど言ひましたように、自衛隊は自衛隊で、今までは、集めて、帰ってきたらみんな各部隊に散つていく、これでいいのかと。やはりその部隊をまとめて活用することも必要だといふことで、陸上自衛隊はそういうことで始めましたけれども、今度は民間も含めて、PKOと自衛隊とがどういふ連携をするかとか、そういうのも必要でございまして、やはり今の縦割りの行政の制度の中で乗り切ろうとしますと、どこかが、あるいはどこかに委託する格好の、そういうような持ち合いといふのが必要でございまして、陸上自衛隊のやつたのが非常に効果が出てくるようだったら、そこに民間人も含めて一緒にやつてくれといふことで委託する制度もあるでしょうし、あるいは、海外もひつくるめてPKOのセンターをつくるように外務省がもしやつてくるなら、そつちの方はそつちでやりながら、こゝとどう連携をとるかといふような、そういうこと、やはりこれはひとつ前向きで私たちも研究していきたいと思つております。

○赤松正委員 ぜび、お互いにいろいろ知恵を出し合つていきたいと思ひます。

○木村委員長 次回は、来る二十七日火曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十三分散会

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案

目次
第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 再編関連特定周辺市町村に係る措置
(第四条—第六条)

第三章 再編関連振興特別地域に係る措置
第一節 再編関連振興特別地域の指定(第七
条)

第二節 再編関連振興特別地域整備計画(第八
条—第九条)

第三節 事業の実施等(第十条—第十三条)

第四節 駐留軍等再編関連振興会議(第十四
条—第十五条)

第四章 国際協力銀行の業務の特例(第十六
条—第二十四条)

第五章 駐留軍等労働者に係る措置(第二十五
条)

第六章 雑則(第二十六条)

附則
第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、駐留軍等の再編を実現する
ことが、我が国の平和及び安全の維持に資する
とともに、我が国全体として防衛施設の近隣住
民の負担を軽減する上で極めて重要であること
にかんがみ、駐留軍等の再編による住民の生活
の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必
要と認められる防衛施設の周辺地域における住
民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに
当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与
するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の
使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の
住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な
意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転
を促進するための国際協力銀行の業務の特例及
びこれに対する政府による財政上の措置の特例
等を定め、もつて駐留軍等の再編の円滑な実施
に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用
語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ
による。

一 駐留軍 日本国とアメリカ合衆国との間の
相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国
にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

二 駐留軍等の再編 平成十八年五月一日にワ
シントンで開催された日米安全保障協議委員
会において承認された駐留軍又は自衛隊の部
隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変
更(当該変更が航空機、回転翼航空機を除く。
を保有する部隊の編成又は配置の変更である
場合にあつては、当該航空機を搭載し、当該
部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成
又は配置の変更を含む。)をいう。

三 防衛施設 日本国とアメリカ合衆国との間
の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく
施設及び区域並びに日本国における合衆国軍
隊の地位に関する協定(第九条第一項第五号
において「日米地位協定」という。)第二条第一
項の施設及び区域並びに自衛隊の施設(これ
らの設置又は設定が予定されている地域又は
水域を含む。)をいう。

(基本理念等)
第三条 駐留軍等の再編の実施に当たっては、こ
れを迅速かつ一体的に実施するために必要とな
る措置が適切に講ぜられ、我が国を含む国際社
会の安全保障環境の変化に的確に対応し得るよ
う配慮されなければならない。

2 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これに
関係する防衛施設の周辺地域の住民の福祉の向
上に寄与するための措置が適切に講ぜられ、駐
留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得ら
れるよう配慮されなければならない。

3 関係行政機関の長は、駐留軍等の再編の円滑
かつ確実な実現のため、この法律に基づく措置
その他の措置を実施するに当たっては、相互に
密接な連携を図りながら協力しなければならない。

第二章 再編関連特定防衛施設の指定
(再編関連特定防衛施設の指定)

第四条 防衛大臣は、駐留軍等の再編に当たり、
次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、又
は該当すると見込まれる防衛施設であつて、当
該事由によるその周辺地域における住民の生活
の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必
要と認められるものを再編関連特定防衛施設と
して指定することができる。

一 駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自
衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、
又はそれらが新たに配置されること。

二 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所
在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓
練のために新たに使用すること。

2 防衛大臣は、前項の規定による指定をしよう
とするときは、あらかじめ、関係行政機関の長
と協議するものとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定による指定をした
ときは、その旨を官報で公示するものとする。

(再編関連特定周辺市町村の指定)
第五条 防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周
辺地域をその区域とする市町村(政令で定める
範囲内のものに限る。)について、前条第一項各
号に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施
設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼ
す影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当
該市町村において再編関連特別事業(公共用の
施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上
及び産業の振興に寄与する事業であつて、政令
で定めるものをいう。次条において同じ。)を行
うことが当該再編関連特定防衛施設における駐
留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するた
め必要であると認めるときは、当該市町村を再
編関連特定周辺市町村として指定することがで
きる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定
による指定について準用する。

(再編交付金)
第六条 国は、予算の範囲内において、政令で定
めるところにより、再編関連特定周辺市町村に

係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができ。

第三章 再編関連振興特別地域に係る措置

第一節 再編関連振興特別地域の指定

第七条 防衛大臣は、都道府県知事の申出により、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連特定周辺市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域（自然的経済的社会的条件からみて当該再編関連特定周辺市町村の区域と一体としてその振興を図る必要があると認められるものに限る）からなる地域であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものを再編関連振興特別地域として指定することができる。

- 一 駐留軍等の再編による当該再編関連特定周辺市町村の区域に対する影響が著しいものとして政令で定める場合に該当し、又は該当すると見込まれること。
- 二 当該地域の振興を図ることが、当該再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため特に必要であると認められること。
- 三 都道府県知事は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、再編関連特定周辺市町村その他関係する市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 四 防衛大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。
- 五 前三項の規定は、再編関連振興特別地域の範囲を変更する場合について準用する。

（再編関連振興特別地域整備計画の決定及び変更）

（更）

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定による指定があつたときは、再編関連振興特別地域の整備に関する計画（以下「再編関連振興特別地域整備計画」という。）の案を作成し、防衛大臣に提出するものとする。

都道府県知事は、前項の再編関連振興特別地域整備計画の案を作成しようとするときは、再編関連振興特別地域に含まれる区域をその区域とする市町村の長の意見を聴かなければならない。

防衛大臣は、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連振興特別地域整備計画を決定する。

防衛大臣は、再編関連振興特別地域整備計画を決定したときは、その案を提出した都道府県知事にその旨を通知するものとする。

前各項の規定は、再編関連振興特別地域整備計画を変更する場合について準用する。

（再編関連振興特別地域整備計画の内容等）

第九条 再編関連振興特別地域整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再編関連振興特別地域の整備の基本的方針に関する事項
- 二 基幹的な交通施設の整備に関する事項
- 三 産業の振興に関する事項
- 四 生活環境の整備に関する事項
- 五 再編関連振興特別地域に含まれる区域に駐留軍用地跡地等（日米地位協定第二条第一項の施設及び区域に係る土地で駐留軍から返還されたもの並びに返還される予定のものをいう。）が所在する場合においては、その利用の促進に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、再編関連振興特別地域の整備に必要な事項

再編関連振興特別地域整備計画は、他の法令の規定による地域振興又は社会資本の整備に関する計画と調和が保たれたものでなければならぬ。

第三節 事業の実施等

第十条 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法令の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

（国の負担又は補助の割合の特例等）

第十一条 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合とする。ただし、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域に含まれる場合にあっては、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）これに基づく命令を含む。）の例により、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域以外の区域に含まれる場合で他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担又は補助の割合が定められている場合にあっては、その定めるところによる。

国は、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

国は、前二項に規定する事業のほか、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

（地方債についての配慮）

第十二条 地方公共団体が再編関連振興特別地域

整備計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、国は、地方公共団体の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

（財政上及び金融上の措置）

第十三条 国は、前二条に定めるもののほか、再編関連振興特別地域整備計画を達成するために必要があると認めるときは、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業を実施する者に対し、財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（駐留軍等再編関連振興会議の設置及び所掌事務等）

第十四条 防衛省に、駐留軍等再編関連振興会議（以下「会議」という。）を置く。

会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 再編関連振興特別地域に関し、第七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 二 再編関連振興特別地域整備計画に関し、第八条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項を調査審議すること。

再編関連振興特別地域整備計画に定められた事項を所管する関係行政機関の長は、当該事項の達成状況について、毎年度、会議に報告しなければならない。

（会議の組織等）

第十五条 会議は、議長及び第四項各号に掲げる議員をもつて組織する。

議長は、防衛大臣をもつて充てる。

議長は、会議の議事を整理する。

議員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 総務大臣
- 二 議長
- 三 議員
- 四 議員

- 二 外務大臣
- 三 財務大臣
- 四 文部科学大臣
- 五 厚生労働大臣
- 六 農林水産大臣
- 七 経済産業大臣
- 八 国土交通大臣
- 九 環境大臣
- 十 内閣官房長官
- 十一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 5 会議は、前条第二項第二号に規定する事項については、再編関連振興特別地域整備計画に定めるべき事項を所管する大臣である議員の賛成がなければ、議決することができない。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第四章 国際協力銀行の業務の特例
(国際協力銀行の業務の特例)
第十六条 国際協力銀行は、国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)第一条及び第二十三条の規定にかかわらず、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務(以下「駐留軍再編促進金融業務」という。)を行うことができる。
一 駐留軍移転促進事業(駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において実施される事業で、駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要なものとして政令で定めるものをいう。次号において同じ。)に係る資金の貸付け、当該資金に係る金融機関(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)に規定する銀行その他政令で定めるものに限る。)の貸付債権の譲受け、当該資金に係る債務の保証、当該資金を調達するために発行された債券の取得又は当該債券に係る債務の保証を行うこと。
二 駐留軍移転促進事業に係る資金の出資をすること。
三 前二号の業務に関連して必要な調査を行うこと。

- 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 国際協力銀行法第二十五条第一項及び第二項の規定は、駐留軍再編促進金融業務については、適用しない。
(国際協力銀行による貸付け及び出資の制限)
第十七条 国際協力銀行は、前条第一項第一号の資金の貸付けに係る業務であつて無利子のものについては、第二十一条の規定による政府からの無利子の貸付けを受けた金額を超えて、これを行つてはならない。
- 2 国際協力銀行は、前条第一項第二号の業務については、政府から駐留軍再編促進金融業務に係る資金に充てるべきものとして国際協力銀行法第五条第二項の規定による出資があつた金額を超えて、これを行つてはならない。
(区分経理)
第十八条 国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定(以下「駐留軍再編促進金融勘定」という。)を設けて整理しなければならない。
(利益及び損失の処理並びに国庫納付金)
第十九条 国際協力銀行は、毎事業年度、駐留軍再編促進金融勘定の損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、当該残余の額を、積立金として、駐留軍再編促進金融勘定に係る資本金の額(第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する国際協力銀行法第五条に規定する資本金のうち、駐留軍再編促進金融勘定に区分された額をいう。以下同じ。)と同額に達するまでは、積み立てなければならない。
- 2 国際協力銀行は、毎事業年度、駐留軍再編促進金融勘定の損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 第一項の積立金は、駐留軍再編促進金融勘定

第五條第三項		第四十一條第一項		第四十一條第一項及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第 号)以下「駐留軍再編特別措置法」という。第十八条	
第十四條第二項第一号	、この法律に基づ	同項各号の業務	同項各号の業務及び駐留軍再編促進金融業務(駐留軍再編特別措置法第十六條第一項に規定する駐留軍再編促進金融業務をいう。以下同じ。)	若しくは駐留軍再編特別措置法、これらの法律に基づく	外務省令・財務省令(駐留軍再編促進金融業務に係るものについては、財務省令・防衛省令)
第二十七條第二項	外務省令・財務省令	外務省令・財務省令	外務省令・財務省令	外務省令・財務省令	外務大臣及び防衛大臣
第三十條第六項、第三十四條第四項、第三十八條第三項、第三十九條第三項、第四十條第五項及び第四十三條第六項	外務大臣				
第四十五條第一項	国際協力銀行債券		その業務(駐留軍再編促進金融業務を除く。)を行うために必要な資金の財源に充てるため、国際協力銀行		

において生じた損失の補てんに充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

4 国際協力銀行は、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除した残額を、翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

5 国際協力銀行法第四十四條第六項及び第七項の規定は、前項の規定による国庫納付金について準用する。

(借入金等の限度額)
第二十條 第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する国際協力銀行法第四十五條第一項の規定による駐留軍再編促進金融勘定における借入金の現在額は、駐留軍再編促進金融勘定に係る資本金の額及び前条第一項の積立金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額(以下「借入金の限度額」という。)を超えることとなつてはならない。

2 第十六條第一項の規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け及び債券の取得の現在額、資金に係る債務の保証及び債券に係る債務の保証の現在額並びに出資の現在額の合計額は、駐留軍再編促進金融勘定に係る資本金の額、前条第一項の積立金の額及び借入金の限度額の合計額を超えることとなつてはならない。
(政府からの資金の貸付け)
第二十一條 政府は、予算の範囲内において、国際協力銀行に対し、国際協力銀行法第五條第二項の規定による出資に代えて駐留軍再編促進金融業務に係る資金を無利子で貸し付けることができる。
(国際協力銀行法の適用等)
第二十二條 駐留軍再編促進金融業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる国際協力銀行法の規定(中同表の下欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。)

第四十五条第二項	第四十一条第一項	行債券
第四十八条	同項各号の業務	同項各号の業務及び駐留軍再編促進金融業務
第五十一条	これに	海外経済協力業務及び駐留軍再編促進金融業務
第五十二条及び第五十三条第一項	この法律	駐留軍再編特別措置法並びにこれらにこの法律又は駐留軍再編特別措置法
第五十八条	第五十三条第一項	第五十三条第一項(駐留軍再編特別措置法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)
第五十九条第四号	第二十三条	第二十三条及び駐留軍再編特別措置法第十六條第一項
第五十九条第七号	第五十二条第二項	第五十二条第二項(駐留軍再編特別措置法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

2 駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定に関する事項については、国際協力銀行法第十條第五項並びに第五十三條の二第一項及び第二項並びに前項の規定により読み替えて適用する同法第十四條第二項第一号、第五十二條、第五十三條第一項及び第五十九條第七号に規定する主務大臣は、財務大臣及び防衛大臣とする。

(駐留軍再編促進金融勘定の廃止)

第二十三條 国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務を終えたときは、駐留軍再編促進金融勘定を廃止するものとする。

2 国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融勘定の廃止の際、駐留軍再編促進金融勘定に残余財産があるときは、当該残余財産の額を国庫に納付しなければならない。

3 国際協力銀行は、第一項の規定により駐留軍再編促進金融勘定を廃止したときは、その廃止

の時に於ける駐留軍再編促進金融勘定に係る資本金の額により資本金を減少するものとする。

(罰則)

第二十四條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国際協力銀行の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十七條第一項の規定に違反して資金の貸付けをし、又は同条第二項の規定に違反して出資をしたとき。

二 第二十條第一項の規定に違反して資金の借入れをし、又は同条第二項の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権の譲受け、債券の取得、資金に係る債務の保証、債券に係る債務の保証若しくは出資をしたとき。

第五章 駐留軍等労働者に係る措置

第二十五條 国は、駐留軍等の再編に当たっては、駐留軍等労働者(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法(平成十一年法律第二百十

七号)第三條に規定する駐留軍等労働者をいう。)について、その雇用の継続に資するよう、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じて技能教育訓練その他の適切な措置を講ずるものとする。

第六章 雑則

(省令への委任)

第二十六條 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の失効)

第二條 この法律は、平成二十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編の実施の年度の開始の日(以下この項において「再編実施基準日」という。)から前項に規定する日までの期間が五年に満たない場合又は再編実施基準日が同項に規定する日後となる場合における当該再編関連特定防衛施設に係る再編交付金の交付については、第六條の規定は、再編実施基準日から起算して五年を経過する日又は平成三十四年三月三十一日のいずれか早い日(次項において「交付終了日」という。)までの間、なおその効力を有する。

3 前二項の規定にかかわらず、再編交付金に基

づく事業で、第一項に規定する日(前項に規定する場合にあっては、交付終了日。以下この項において同じ。)後に繰り越される再編交付金に係るものについては、第六條の規定は、第一項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 第一項の規定にかかわらず、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業で、同項に規定する日後に繰り越される国の負担金、補助金又は交付金に係るものについては、第十一條の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

5 第一項の規定にかかわらず、第四章の規定は、同項に規定する日後も、当分の間、なおその効力を有する。

(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律との関係)

第三條 駐留軍再編促進金融業務は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号。以下この条において「行革推進法」という。)第十二條第二項の規定の適用については、国際協力銀行法第二十三條第一項に規定する国際金融業務とみなして行革推進法第四條に規定する新政策金融機関に承継させるものとし、当該駐留軍再編促進金融業務については、同条の規定は、適用しない。

(防衛省設置法の一部改正)

第四條 防衛省設置法(昭和二十九年法律第六百十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の表に次のように加える。

一 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第 号)第四條第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び同法第五條第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に関すること。

二 再編関連振興特別地域(駐留軍等の再編の円滑な

平成二十九年三月三十一日までの間

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第六条の規定が効力を有する間	実施に関する特別措置法第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。の指定に関すること。 三 再編関連振興特別地域整備計画（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第八条に規定するものをいう。）の作成に関すること。 四 再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第四章の規定が効力を有する間	同条の規定による再編交付金の交付に関すること。 同法第十六条第一項の規定による駐留軍再編促進金融業務に係る資金の貸付け及び出資並びに同法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第四十八条の規定による交付金の交付（当該駐留軍再編促進金融業務に要する費用に係るものに限る。）に関すること。

附則第五項を次のように改める。

（特別の機関の設置の特例）

5 平成二十九年三月三十一日までの間、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の定めるところにより、防衛省本省に、駐留軍等再編関連振興会議を置く。

附則第六項から第十七項までを削る。

附則第十八項中「ものの外」を「もののほか」に改め、同項を附則第六項とする。

別表第十一条関係

項	事業の区分	国の負担又は補助の割合
一 土地改良	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業	十分の五・五
二 漁港	漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第三条第一号に掲げる基本施設又は同条第二号に掲げる機能施設のうち輸送施設若しくは漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の修築	十分の五・五
三 港湾	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する重要港湾における同条第五項に規定する港湾施設のうち水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設（以下「水域施設等」という。）の建設及び改良	十分の五・五（港湾法第四十二条第一項に規定する国土交通省令で定める小規模な水域施設、外郭施設又は係留施設の建設

四 道路	港湾法第二条第二項に規定する地方港湾における水域施設等の建設及び改良 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路の新設及び改築	十分の四・五
五 水道	水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第八項に規定する水道施設の新設及び増設	十分の三
六 下水道	下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に掲げる公共下水道又は同条第四号に掲げる流域下水道の設置及び改築	十分の五・五
七 義務教育施設	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第二条第一項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程の同条第二項に規定する建物の新築、増築及び改築並びに学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第三条第二項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程の同条第一項に規定する学校給食の開設に必要な施設の整備	十分の五・五

理由

平成十八年五月に日米安全保障協議委員会で承認された駐留軍等の再編を実現するために、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興等に寄与するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための国際協力銀行の業務の特例等を定める必要がある。これが、この

法律案を提出する理由である。

平成十九年四月三日印刷

平成十九年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C